

第3編 地震災害応急対策

第1章 応急活動組織.....	- 121 -
第1節 災害対策本部体制	- 122 -
1 情報収集体制.....	- 122 -
2 四條畷市災害警戒本部	- 123 -
3 四條畷市災害対策本部	- 124 -
第2節 動員体制.....	- 133 -
1 動員基準.....	- 133 -
2 動員方法.....	- 134 -
3 職員の活動環境.....	- 135 -
第2章 初動期の応急活動	- 137 -
第1節 情報の収集・伝達	- 137 -
1 情報の収集・伝達系統.....	- 137 -
2 通信手段の確保.....	- 140 -
3 情報の収集・集約.....	- 141 -
4 大阪府及び国への報告.....	- 143 -
第2節 災害広報・公聴対策	- 145 -
1 災害広報.....	- 145 -
2 報道機関への情報提供等.....	- 147 -
3 市民の各種相談窓口の設置.....	- 148 -
第3節 応援の要請・受入れ	- 149 -
1 行政機関等との相互応援協力.....	- 149 -
2 民間団体等に対する協力要請.....	- 153 -
3 自衛隊に対する災害派遣要請の要求.....	- 154 -
第4節 消火・救助対策.....	- 157 -
1 災害発生状況の把握.....	- 157 -
2 震災時の消火活動.....	- 157 -
3 人命救助活動.....	- 159 -
4 行方不明者の捜索・把握	- 160 -
5 応援の要請.....	- 160 -
6 各機関による連絡会議の設置.....	- 161 -
7 消防団員の参集.....	- 161 -
8 地域住民との連携.....	- 161 -
第5節 救急医療.....	- 162 -
1 災害医療の基本的考え方.....	- 162 -
2 現地医療対策.....	- 163 -
3 医療情報の収集活動.....	- 165 -
4 後方医療活動.....	- 165 -
5 搬送.....	- 166 -
6 医薬品等の調達・確保.....	- 167 -
7 個別疾病対策.....	- 167 -
第6節 応急避難.....	- 168 -
1 避難の指示.....	- 168 -
2 警戒区域の設定及び規制.....	- 170 -

3 避難.....	- 172 -
第7節 二次災害の防止.....	- 174 -
1 土砂災害応急対策.....	- 174 -
2 公共土木施設等.....	- 175 -
3 建築物、宅地に対する応急措置.....	- 177 -
4 危険物施設等の応急措置.....	- 178 -
第8節 地震水防応急対策	- 180 -
1 水門等の操作.....	- 180 -
2 応急措置.....	- 180 -
3 資機材の調達.....	- 180 -
第9節 交通の安全、機能確保	- 181 -
1 被害状況の報告.....	- 181 -
2 道路の応急復旧等.....	- 181 -
3 各施設管理者における対応.....	- 182 -
第10節 緊急輸送活動.....	- 183 -
1 陸上輸送.....	- 183 -
2 航空輸送.....	- 186 -
3 交通規制.....	- 186 -
第11節 ライフラインの対応	- 189 -
1 被害状況の把握.....	- 189 -
2 各事業者における対応.....	- 189 -
第12節 指定避難所の開設・運営	- 194 -
1 避難所の開設.....	- 194 -
2 指定避難所の運営.....	- 195 -
3 避難所の集約及び解消.....	- 198 -
第13節 緊急物資の供給	- 199 -
1 給水活動.....	- 199 -
2 食料の供給等.....	- 201 -
3 生活必需品の供給等.....	- 202 -
4 生活必需品等救援物資の流れ.....	- 203 -
5 その他の防災関係機関.....	- 203 -
第3章 応急対策活動.....	- 205 -
第1節 災害救助法の適用	- 205 -
1 災害救助法の適用基準.....	- 205 -
2 災害救助法の適用手続き.....	- 206 -
3 救助の種類.....	- 206 -
第2節 保健衛生活動.....	- 208 -
1 防疫活動.....	- 208 -
2 食品衛生管理.....	- 210 -
3 被災者の健康維持活動.....	- 210 -
第3節 福祉活動.....	- 212 -
1 避難行動要支援者の被災状況の把握.....	- 212 -
2 被災した避難行動要支援者への支援活動.....	- 212 -

第4節 建築物・住家応急対策	- 214 -
1 住家等被災判定の実施	- 214 -
2 住家障害物の除去	- 217 -
3 被災住家の応急修理	- 217 -
4 被災住家の解体	- 218 -
5 応急仮設住宅の供与	- 219 -
6 公営住宅等の一時使用	- 219 -
7 市が管理する施設の応急対策	- 220 -
8 住宅に関する相談窓口の設置等	- 220 -
第5節 応急教育等	- 221 -
1 校園の応急対策	- 221 -
2 応急教育の実施	- 221 -
3 学校給食の措置	- 222 -
4 社会教育施設等の管理及び応急対策	- 222 -
5 就学援助等	- 223 -
6 保育所等の措置	- 223 -
7 文化財対策	- 223 -
第6節 遺体の収容・対策及び埋火葬	- 224 -
1 遺体の収容	- 225 -
2 遺体対策	- 225 -
3 遺体の火葬	- 226 -
4 応援要請	- 226 -
第7節 廃棄物の処理	- 227 -
1 し尿処理	- 227 -
2 ごみ処理	- 229 -
3 がれき処理	- 230 -
4 死亡獣畜及び放浪動物対策	- 232 -
5 環境保全対策	- 233 -
第8節 自発的支援の受入れ	- 235 -
1 ボランティアの受入れ	- 235 -
2 義援金・救援物資の受入れ及び配分	- 236 -
3 海外からの支援の受入れ	- 238 -
第9節 農業関係応急対策	- 239 -
1 農業施設応急対策	- 239 -
2 農作物応急対策	- 239 -
3 畜産応急対策	- 239 -
4 林産物	- 240 -
第10節 社会秩序の維持	- 241 -
1 住民への呼びかけ	- 241 -
2 警備活動	- 241 -
3 物価の安定及び物資の安定供給	- 241 -

第1章 応急活動組織

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織を設置する。

災害対策本部体制等の設置基準は次のとおりとする。

大阪府外で大規模な地震・津波被害が発生	四條畷市内で地震発生			その他
	小規模の災害 震度4	中規模の災害 震度5弱	大規模の災害 震度5強以上	
↓	↓	↓	↓	市長の判断 ↓
情報収集体制	災害警戒本部	災害対策本部		
情報収集班	A号配備	B号配備	C号配備	必要な配備態勢

第1節 災害対策本部体制

設置基準に該当する地震が発生した場合、市は災害対策本部体制をとったうえで、災害応急対策を実施する。

1 情報収集体制

危機管理課長は、大規模な地震が発生した場合、災害警戒本部、または災害対策本部を立ち上げるかどうかの判断を行うための情報収集を指示する。

(1) 収集する情報

①人的被害

死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）

②住家被害

全壊世帯数、半壊世帯数、中規模半壊世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下
浸水世帯数

③災害対策上必要と認められる事項の概要

避難、救護の必要性、道路等液状化の状況、災害拡大のおそれ等

(2) 大阪府への報告

被害状況が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を大阪府に報告する。

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。報告の方法は前記同様、大阪府防災情報システム、電話・ファクシミリ等で行うとともに、事後速やかに文書によって報告する。

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告は大阪府政策企画部危機管理室に対して行うとともに、大阪府枚方土木事務所に報告を行う。

2 四條畷市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下、災害警戒本部）の災害警戒本部長は、市域に小規模の災害が発生し、又は気象予警報等によって災害の発生が予測される場合で、防災対策会議において災害対策本部の設置に至らないと判断した場合、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部長の不在時には、災害対策本部体制に準じた者が代行する。

災害警戒本部長 (代行)	・市長 (災害対策本部体制に準じる)
組織体制	・災害対策本部体制に準じる
廃止基準	・本部長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、 又はおむね完了したと認めた場合 ・調査の結果、災害対策本部の設置によって災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると本部長 (市長) が認めた場合
設置、廃止の通知	・本部長は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合、各部にその旨を通知する。
事務分掌	・災害対策本部体制に準じる

3 四條畷市災害対策本部

市災害対策本部（以下、災害対策本部）の災害対策本部長は、市域に中・大規模な災害が発生し、又は、その災害による被害の発生が予測される場合で、その対策を必要とする場合に設置する。

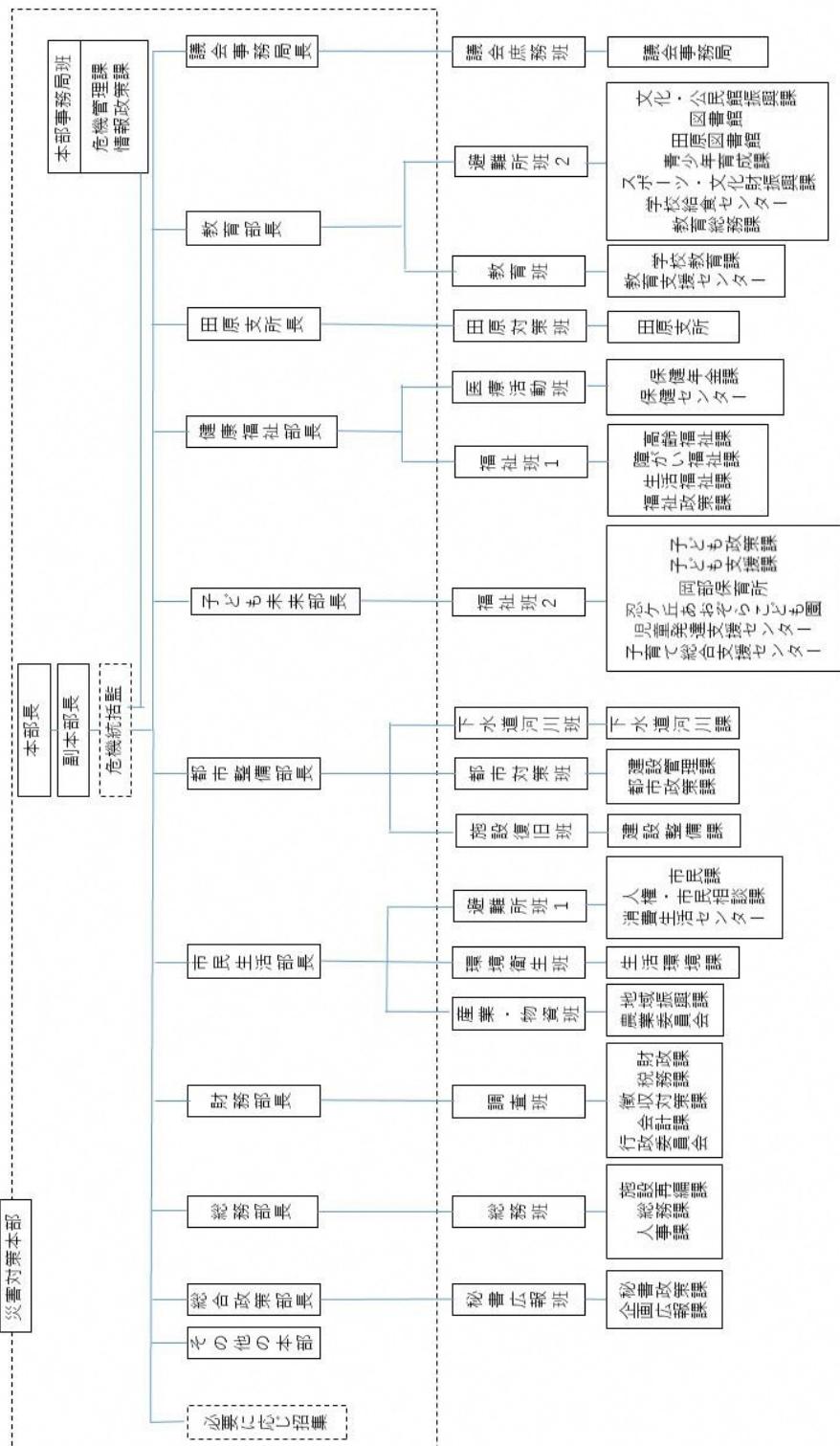
災害対策本部長の不在時には、副本部長（副市長）があたる。本部長、副本部長共不在の場合は、危機統括監、都市整備部長、総務部長、総合政策部長、予め指名した部長級以上の職員の順に職務・権限を代行する。

本部員（各部長）及び班長の代行は、各部において予め指名した者をもってあてる。

災害対策本部長 (代行)	・市長 (副市長、危機統括監、都市整備部長、総務部長、総合政策部長の順に職務・権限を代行する)
組織体制	・予め指名した部長級以上の職員
廃止基準	・本部長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合 ・調査の結果、市に大きな被害がないと本部長が判断した場合 ・被害状況に則した体制（災害警戒本部体制等）に移行した場合
設置、廃止の通知	・本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、災害対策本部員、各部、知事、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(1) 組織体制

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、基本方針を決定する。



(2) 災害対策本部の事務分掌

班	担当課等	所掌事務
本部事務局班 ◆危機管理課長	危機管理課 情報政策課 受付等支援 総務課 企画広報課 都市整備部 各課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報等の収集・伝達に関すること 2. 災害に係る情報の掌握に関すること 3. 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 4. 本部長の指示、命令の伝達、本部会議の進行運営に関すること 5. 防災行政無線の通信統制・運用に関すること 6. 大阪府及び各関係機関との連絡調整及び応援要請等に関すること 7. 防災会議に関すること 8. 災害情報システムの運用管理に関すること 9. 自衛隊の災害派遣要請及び受け入れに関すること 10. 災害救助法適用事務に関すること 11. 市民活動団体との連絡及び活動調整に関すること 12. 住民自治組織、自主防災組織との連絡調整に関すること 13. 協定市町等への応援要請及び連絡調整に関すること 14. 災害に伴う各種情報の管理、災害記録に関すること 15. 避難指示等の発令に関すること 16. 行方不明者の把握・捜索に関すること 17. 受援の全般調整 18. 庁内システム（文書管理・グループウェアシステム）の維持管理 19. 庁内システムの障害対応及び各運用管理担当者への助言 20. 各種システムの情報連携に関する統制・調整及び助言

部	班	担当課等	所掌事務
総合政策部 ◇総合政策部長	秘書広報班 ◆秘書政策課長	秘書政策課 企画広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関すること 2. 被災地区的視察及び慰問に関すること 3. 国、大阪府に対する緊急要望に関すること 4. 災害視察者及び見舞者の受け入れに関すること 5. 災害対策本部会議の設営に関すること 6. 庁議、災害対策本部会議の開催連絡に関すること 7. 避難指示等に係る緊急広報の実施に関すること 8. 災害広報の実施及び総括に関すること 9. 報道機関への緊急報道要請及び連絡調整に関すること 10. 災害時の広域連携の調整に関すること 11. 被害状況の写真記録に関すること 12. 災害復興事業の企画立案及び関係部局間の調整に関すること 13. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること
総務部 ◇総務部長	総務班 ◆総務課長	総務課 人事課 施設再編課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員、各部局の配置調整、輸送計画及び実施に関すること 2. 災害対策要員の確保、従事命令書及び公用令書の発行に関すること 3. 公務災害補償、その他職員に対する給付及び援助に関すること 4. 職員の給食及び給与に関すること 5. 職員の労務管理及び装備に関すること 6. 職員に対する庁内放送に関すること 7. 災害時の電話交換及び市民通報受付電話の設置に関すること 8. 庁舎及び電気施設等の安全対策に関すること 9. 庁舎の電力の確保に関すること 10. 車両及び燃料の確保、運用並びに民間運送会社への協力依頼に関すること 11. 応急仮設住宅の入居に関すること 12. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること

部	班	担当課等	所掌事務
財務部 ◇財務部長	調査班 (1) ◆財政課長 調査班 (1)(2) は 合 同 で 対 策 活 動 を 実 施 す る。	財政課 税務課 徴収対策課 会計課	1. り災証明事務に関すること 2. 被害に伴う市税の納税緩和措置等に関すること 3. 災害対策関係予算その他財務及び関係資料の作成報告に関すること 4. 義援金の保管及び災害関係費の出納に関すること 5. 住家被害調査（付属建物含む）の実施並びに本部への報告に関すること 6. 各部局の応援による被害調査（住家）体制の確立及び実施に関すること 7. 市有財産の現状調査に関すること 8. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 9. 物資班の応援に関すること
市民生活部 ◇市民生活部長	産業・物資班 ◆産業振興課長	地域振興課 農業委員会事務局	1. 災害時用食料及び生活必需品等の調達に係る業者への協力要請に関すること 2. 商工業関係の被害調査に関すること 3. 商工業関係者との連絡調整及び指導に関すること 4. 食料、日用品等の流通及び物価の安定監視に関すること 5. 中小企業の災害復旧資金の斡旋に関すること 6. 農産業等の被害調査に関すること 7. 応急物資、食料等の需要把握、管理及び輸送等に関すること 8. 車両及び燃料の確保、運用並びに民間運送会社への協力依頼に関すること 9. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること
避難所班 (1) ◆市民課長 避難所班 (1)(2) は 合 同 で 対 策 活 動 を 実 施 す る。	人権・市民相談課 市民課 消費生活センター		<指名の避難所開設担当職員と協力して次の事項を実施> 1. 避難者の誘導、避難所の開設、管理、運営及び収容に関すること 2. 各部局の応援による避難収容体制の確立及び実施に関すること 3. 指定避難所以外の避難可能施設の緊急把握、手配、使用依頼に関すること 4. 避難所での必要物資（食料、飲料水、生活必需品等）の需要把握、支給及び配送等に関すること 5. 避難所のボランティアの活動支援に関すること 6. 災害に伴う市民相談に関すること 7. 行方不明者の把握・捜索に関すること
環境衛生班 ◆生活環境課長	生活環境課		1. がれきの処理に関すること 2. 災害時におけるごみの収集処理計画及び実施に関すること 3. ごみ処理施設の災害対策、被害状況調査及び応急復旧に関すること 4. 清掃作業に必要な人員及び機械器具の確保に関すること 5. ごみ収集業者への協力要請及び指導監督に関すること 6. 塵芥収集等広域応援の受入れ調整に関すること 7. 仮設トイレの調達及び設置に関すること 8. 災害時におけるし尿の収集処理計画及び実施に関すること 9. 避難所のごみ、し尿収集及び処理に関すること 10. 防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関すること 11. 遺体の収容、処理及び葬祭業者への協力要請に関すること 12. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること

部	班	担当課等	所掌事務
都市整備部 ◇都市整備部長	水防班 ◆都市政策課長	危機管理課 を除く、都市整備部各課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動体制の確立及び実施に関すること 2. 水防対策要員、災害用資機材の確保及び輸送に関すること 3. 水防関係機関との連絡調整に関すること 4. 国、大阪府、警察との連絡調整に関すること 5. 道路交通情報の収集及び広報に関すること 6. 道路、橋りょう、公園等の被害調査、応急対策及び二次災害防止に関する事 7. 河川、水路、下水道、土石流危険渓流、水防ため池の警戒巡視、被害調査及び応急復旧に関すること 8. 河川等の障害物除去及び二次災害の防止に関すること 9. 道路啓開及び交通規制に関すること 10. 浸水地区の被害調査、報告に関すること
	施設復旧班 ◆建設整備課長	建設整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害用重機、資機材、車両等の調達、要員の確保についての計画及び実施に関する事 2. 土木建設業者への協力依頼に関すること 3. 公共土木施設の復旧、その他土木工事に関すること
	都市対策班 ◆都市政策課長	都市政策課 建設管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急仮設住宅の整備等に関すること 2. 宅地の防災パトロールの実施、二次災害の防止等に関すること 3. 宅地造成に伴う開発地域の災害予防及び災害復旧についての行政指導に関すること 4. 被災宅地の危険度判定に関すること 5. 建築物等の応急危険度判定に関すること 6. 都市の復興のための調査、計画に関すること 7. 危険建築物等の解体指導に関すること
	下水道河川班 ◆下水道河川課長	下水道河川課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道等の被害調査応急復旧に関すること 2. 河川、水路、土石流危険渓流、水防ため池の警戒巡視、被害調査及び応急復旧に関すること 3. 河川、水路等の被害調査及び応急復旧に関すること 4. 河川等の障害物除去及び二次災害の防止に関すること
健康福祉部 ◇健康福祉部長 <福祉事務所>	福祉班(1) ◆福祉政策課長 福祉班(1)(2) は 合 同 で 対 策 活 動 を 実 施 す る。	生活福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 福祉政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 2. 福祉施設等利用者の安全確保に関すること 3. 大阪府、日本赤十字社大阪府支部、四條畷市社会福祉協議会等との連絡調整及び応援要請に関すること 4. 要配慮者の掌握及び支援並びに関係機関等との調整に関すること 5. 要配慮者の福祉施設への避難収容に関すること 6. 市外からのボランティアの受付、活動調整に関すること 7. 所管施設の避難所、災害派遣要員、ボランティア等の受入れ施設への転用に関すること 8. 要配慮者への応急寝具、日用品、食料等の配分に関すること 9. 被災者、応急仮設住宅入居者の保健福祉相談等に関すること 10. 災害見舞品、弔慰金の支給等に関すること 11. 義援金品の受け付け配分及び災害生業資金等の貸付けに関すること 12. 行方不明者の把握・捜索に関すること
	医療活動支援班 ◆保健センター所長	保険年金課 保健センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時医療体制の確立及び実施に関すること 2. 人的被害、医療機関の被災状況等災害時医療情報の伝達に関するこ 3. 応急救護所及び医療救護所の設置に関すること 4. 保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること 5. 医療救護班の編成及び要員の派遣並びに活動調整に関すること 6. 負傷者の後方医療機関への搬送等の活動調整に関すること 7. 医薬品、衛生材料等の備蓄・調達及び輸送に関すること 8. 災害時における感染症対策に関するこ 9. 食品衛生及び保健衛生に関するこ 10. 防疫計画、作業隊の活動計画及び実施に関するこ 11. 防疫薬品及び資材の整備に関するこ

部	班	担当課等	所掌事務
子ども未来部 ◇子ども未来部長	福祉班(2) ◆子ども政策課長 福祉班(1)(2) は 合 同 で 対 策 活 動を 実 施 す る。	子ども政策課 子育て総合支援センター 各保育所・園 子ども支援課 児童発達支援センター	1. 児童福祉施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること 2. 児童福祉施設等利用者の安全確保に関すること 3. 要配慮者の掌握及び支援並びに関係機関等との調整に関すること 4. 要配慮者の福祉施設への避難収容に関すること 5. 要配慮者への応急寝具、日用品、食料等の配分に関すること 6. 被災者、応急仮設住宅入居者の保健福祉相談等に関すること 7. 保育所の休園・開所措置及び臨時保育に関すること 8. 行方不明者の把握・捜索に関すること 9. 福祉避難所の開設に関すること
田原支所 ◇田原支所長	田原対策班 ◆支所課長	(田原支所)	1. 田原地区の防災活動に関すること 2. 対策本部との連絡調整に関すること 3. その他本部長が必要と認める事項
〈教育委員会〉 教育部 ◇教育部長	避難所班(2) ◆教育総務課長 避難所班(1)(2) は 合 同 で 対 策 活 動を 実 施 す る。	教育総務課 スポーツ・文化財振興課 文化・公民館振興課 青少年育成課 図書館 田原図書館 学校給食センター	<指名の避難所開設担当職員と協力して次の事項を実施> 1. 避難者の誘導、避難所の開設、管理、運営及び収容に関すること 2. 各部局の応援による避難収容体制（避難者の誘導、避難所の開設、管理、運営及び収容体制）の確立及び実施に関すること 3. 避難所での必要物資（食料、飲料水、生活必需品等）の需要把握、支給及び配送等に関すること 4. 避難者への炊き出しに関すること 5. 行方不明者の把握・捜索に関すること
教育班 ◆学校教育課長	学校教育課 教育センター		1. 教育施設及び所管施設の安全確認、被害調査及び応急復旧に関するこ 2. 児童、生徒のり災状況の調査及び教材、学用品の給付に関するこ 3. 応急教育施設の使用協力依頼に関するこ 4. 緊急消防援助隊、自衛隊、ボランティア等の受入れ宿泊施設への転用に関するこ 5. 園児、児童、生徒の避難誘導等安全対策に関するこ 6. 避難所の開設等に対する協力に関するこ 7. り災園児、児童、生徒の調査及び教育対策に関するこ 8. 休校等の措置に関するこ 9. 災害時の教職員の動員、確保及び応急配置に関するこ 10. 通学路（園）の点検及び安全確保に関するこ 11. 教育部内の応援に関するこ
議会事務局 ◇議会事務局課長	議会庶務班 ◆議会事務局課長	議会事務局	1. 市議会との連絡調整、報告、情報処理及び連携に関するこ

部	班	担当課等	所掌事務
行政委員会 事務局 ◇事務局長	調査班 (2) ◆事務局長 調査班 (1)(2) は 合 同 で 対 策 活 動を 実 施 す る。	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会 固定資産評価審査委員会	<p>1. り災証明事務に関すること 2. 被害に伴う市税の納税緩和措置等に関すること 3. 災害対策関係予算その他財務及び関係資料の作成報告に関すること 4. 義援金の保管及び災害関係費の出納に関すること 5. 住家被害調査（付属建物含む）の実施並びに本部への報告に関すること 6. 各部局の応援による被害調査（住家）体制の確立及び実施に関すること 7. 市有財産の現状調査に関すること 8. 本部市民通報等受付員の派遣に関すること 9. 物資班の応援に関すること</p>
全部局	全 て の 班	全所属	<p>(共通の事務)</p> <p>1. 部局内の災害応急対策計画の策定に関すること 2. 部局内の配備、動員、構成に関すること 3. 部局に関する情報の収集、調査及び報告に関すること 4. 部局の防災行政無線運用に関すること 5. 部局関連の市民広報広聴に関すること 6. 防災行政無線設置施設における市民広報に関すること 7. 部局に属する指定避難所の開設及び運営協力に関すること 8. 部局関係機関、団体との連絡、調整及び応援要請に関すること 9. 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援応援要請に関すること 10. 部局に属する施設の災害対策・被害調査・二次災害の防止及び避難所転用に関すること 11. 部局に必要な資機材、車両等の調達に関すること 12. 部局の人員、資機材等の輸送に関すること 13. 部局に関するボランティアの活動に関すること 14. 部局関連の災害記録に関すること 15. 他部局の応援に関すること 16. 災害対策本部体制解除後も継続して生起する災害対策、復旧復興の事務については、災害対策所掌部局が継続して実施すること 17. 各部局は所掌する災害対策に関する対応記録を整理し、本部事務局に提出、本部事務局はこれを整理し、全体の災害対応を記録・整理すること 18. 各部局は災害対策で作成した文書等(データ含む)については、各所掌において必要な期間保管し、その後、危機管理課と調整し、移管すること</p>

(3) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について協議し、基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長（市長）は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長との協議をもってこれに代える。

・構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、危機統括監、その他部長級以上の職員

・協議事項

- (ア) 災害応急対策の基本方針
- (イ) 動員配備体制
- (ウ) 各部間調整事項
- (エ) 避難指示等及び警戒区域の設定
- (オ) 自衛隊災害派遣要請
- (カ) 他の市町村への応援要請
- (キ) 大阪府及び関係機関との連絡調整
- (ク) 災害救助法適用要請
- (ケ) 激甚災害の指定の要請
- (コ) その他災害応急対策の実施及び調整

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所内（東別館2階201会議室に設置）に置く。ただし災害の規模その他の状況に基づき応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所内以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害対策本部を設置する場合、本部事務局班は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

(5) 災害対策本部長の職務・権限の代行

本部長（市長）が不在時には副本部長（副市長）があたる。本部長、副本部長共不在の場合は次に定める順位によって代行する。

- ①危機統括監
- ②都市整備部長
- ③総務部長
- ④総合政策部長

また、本部員（各部長）及び班長の代行は、各部において予め指名した者をもってあてる。

(6) 大阪府との連携

大阪府が、現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互間の連絡を行うなど、この組織と連携を図って活動する。

(7) 災害対策本部体制解除後の事務の継続

災害対策本部体制解除後も継続して生起する災害対策、復旧復興の事務については、災害対策所掌部局が継続して実施する。

(8) 災害対策の記録

各部局は所掌する災害対策に関する対応記録を整理し、本部事務局に提出する。本部事務局はこれを整理し、全体の災害対応を記録・整理する。

(9) 災害対策終了後の文書の保管

各部局は災害対策で作成した文書等(データ含む)については、各所掌において必要な期間保管し、その後、危機管理課と調整し、移管する。

第2節 動員体制

配備体制及び配備人員は、次の配備人員を基本とするが、災害状況に応じ増員若しくは減員の変更は可能とする。

1 勤員基準

活動体制	設置基準	活動の概要	配備区分	配備人員
情報収集体制	1 大阪府外で大規模な地震・津波被害等が発生した場合 2 その他、防災担当課長が当該配備を指示するとき	支援の必要性等に関する情報収集及び報道機関、市民等からの問い合わせに対処する	情報収集班	防災担当課長が必要と認めた者
災害警戒本部	1 小規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他、必要によって市長が該当配備を指令するとき	小規模の災害に対する応急対策を実施する	A号配備	80名程度 本部員、その他災害警戒本部長が必要と認めた者
災害対策本部	1 中規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき 2 震度5弱の地震が発生したとき 3 その他、必要によって市長が該当配備を指令するとき	中規模の災害に対する応急対策を実施する	B号配備	本部員、班長、各避難所開設担当者を除く全職員の約1/2
	1 大規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき 2 震度5強以上の地震が発生したとき 3 その他、必要によって市長が該当配備を指令するとき	市が総力をあげて防災活動を実施する	C号配備	全員

2 勤員方法

(1) 勤務時間内

①連絡体制

各部への連絡は、本部事務局班が庁内放送で行う。電話又は伝令によって行う場合は、本部事務局班が実施する。

②活動体制への移行

庁内放送、電話等の通知によって、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

(2) 勤務時間外

①参集対象の職員

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

ア 震度5強以上の場合、全職員は連絡の有無にかかわらず直ちに参集する。

イ 震度5弱の場合、B号配備に該当する職員は、連絡の有無にかかわらず直ちに参集する。

ウ 震度4の場合、A号配備に該当する職員は、連絡の有無にかかわらず直ちに参集する。

②参集場所

自己の指定参集場所とする。

③過渡的措置

大東四條畷消防組合は、市職員が登庁するまでの間、被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて大阪府及び関係機関等との連絡調整を行う。

市職員が登庁してきた場合は、順次、災害対策本部等への引継を行う。

④被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに本部事務局班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

ア 道路交通施設の被害及び渋滞状況

イ 鉄道施設の被害状況及び運行状況

ウ 建築物等の倒壊等被災状況

エ 河川・ため池等の被災及び水位状況

オ がけ崩れ等の土砂災害の状況

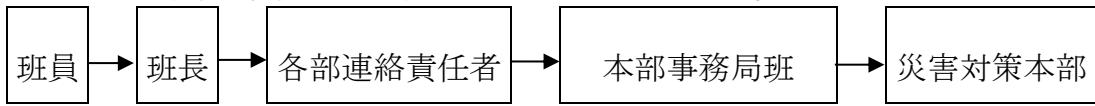
カ 火災発生状況

キ 被災者・避難者の状況

ク その他被災状況

(3) 参集の報告

各部は、職員参集状況を災害対策本部等に報告する。



(4) 人員の確保

① B号配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、各部で配備人員を調整し、その旨を災害対策本部等に報告し、災害対策本部の指示に従う。

② C号配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を災害対策本部等に要請する。

この場合、災害対策本部等は可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(5) 平常業務の機能

災害対策本部等はC号配備体制下において、地震発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある市民サービス部門等から、業務継続計画（BCP）に従い平常業務を実施する。

(6) 情報システムへの対応

情報システムやネットワーク等の早期復旧、IT関連業務の継続のために必要な行動については、四條畷市情報システム部門における業務継続計画（IT-BCP）に従う。

3 職員の活動環境

総務部総務班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊施設等の指定

宿泊及び一時的な仮眠施設は必要数を把握したうえで公共施設等を隨時借り上げて確保し、全体の管理、調整を行う。

(2) 食料等の備蓄及び調達

災害対策活動従事者への食料等の配給については、備蓄するとともに、産業・物資班と調整のうえ、協定業者等から調達し、被災者への救援物資及び給食等の配送と併せ、迅速に対応する。

(3) 勤務状況の把握

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即した要員の交代等を行う。

第2章 初動期の応急活動

第1節 情報の収集・伝達

地震発生後、大阪府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》
本部事務局班、各部、関係機関

1 情報の収集・伝達系統

(1) 情報の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間に迅速かつ的確に伝達できる系統を確保する。

①緊急地震速報発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される区域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

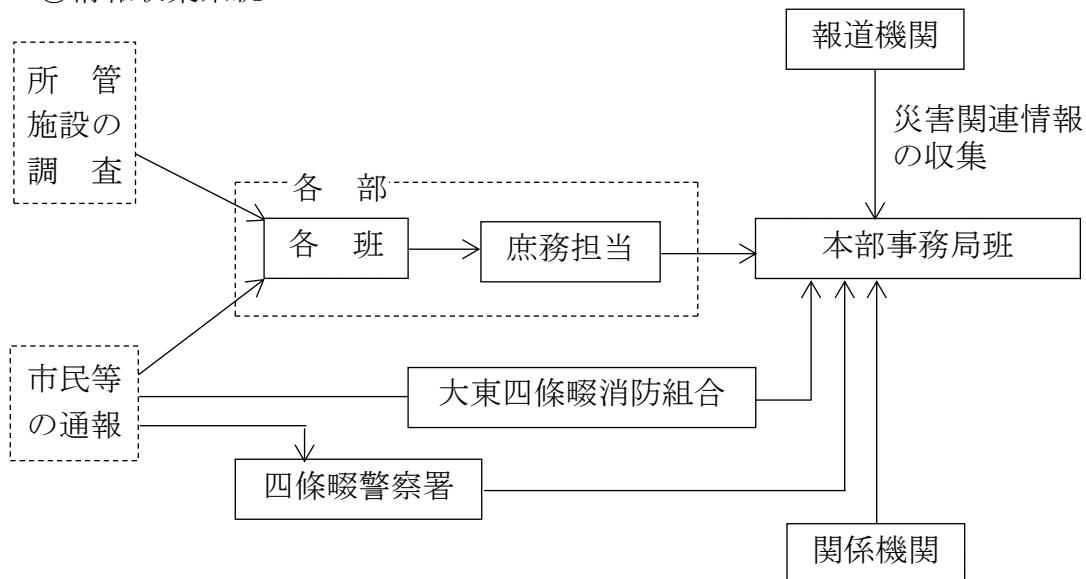
なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

②伝達

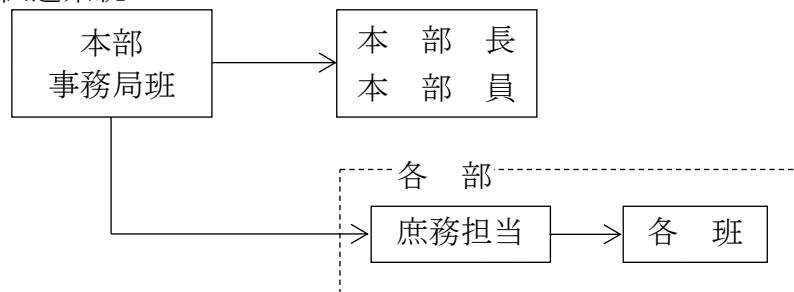
気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、大阪府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬間警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

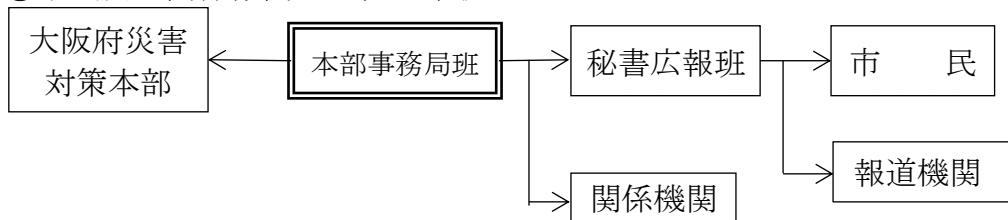
①情報収集系統



②府内伝達系統



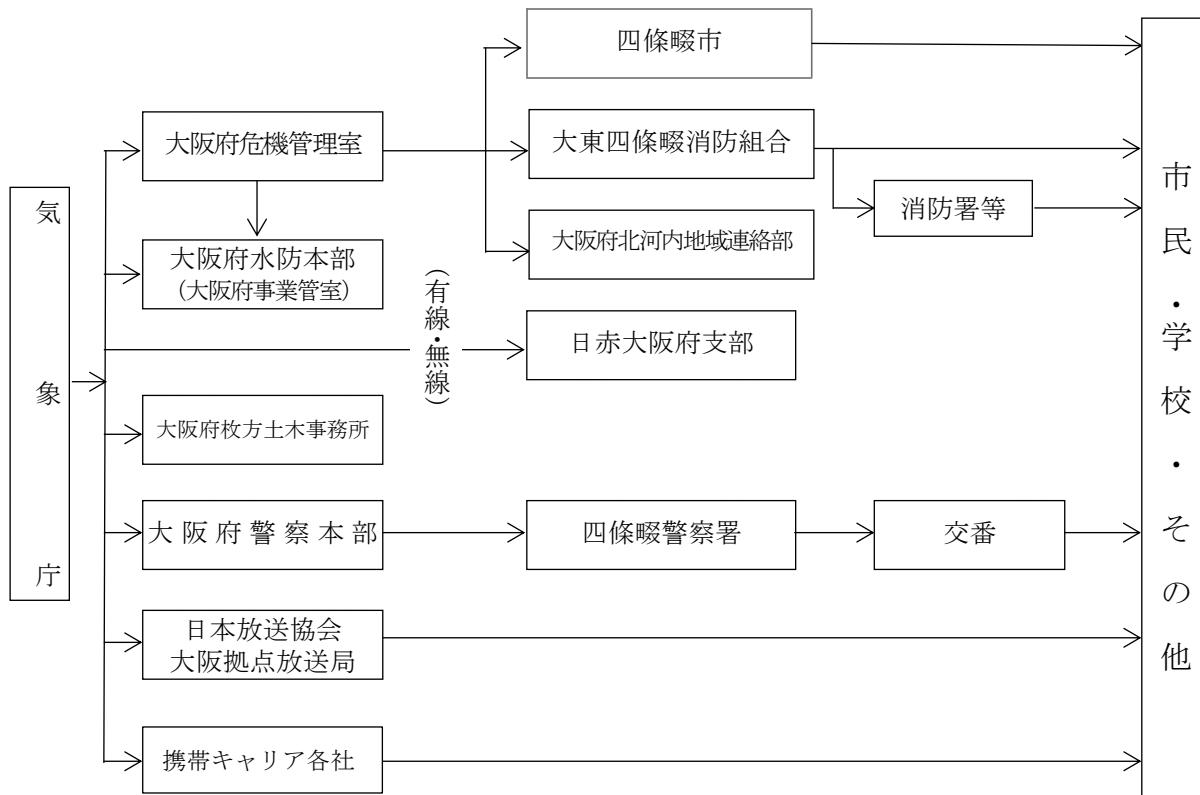
③市民及び関係機関との伝達系統



(2) 地震の情報収集

本部事務局班は、大阪府防災情報システム、防災行政無線及びファクシミリによって伝達される大阪管区気象台の発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。



(3) 火災の情報収集

火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。電話不通時は、市民から消防署等への通報による。

(4) 異常現象の情報収集

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、消防署又は警察署に通報する。

市長は異常現象の通報を受けた場合、大阪管区気象台、大阪府及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行うとともに、関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

2 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

本部事務局班は、地震発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

(2) 通信窓口

①連絡責任者の配置

各部は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡責任者を置く。

②連絡先の変更等

各部は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部事務局班及び関係機関に修正の報告を行う。

(3) 電気通信設備の利用

①電気通信事業者への要請

本部事務局班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の設置、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常・緊急通話を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

②優先利用

本部事務局班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、予め指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

(4) 有線電話途絶時の措置

本部事務局班は、電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

①大阪府、近隣市町村との連絡

大阪府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

②関係機関との連絡

関係機関に対し、職員の本部事務局班への派遣及び所属機関との連絡用無

線機等を可能な限り携行するよう要請する。

③非常無線通信の利用

有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 関係機関（警察、鉄道会社）が保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- エ アマチュア無線等

（5）災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、防災行政無線、携帯電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）の適当な手段によって行う。

3 情報の収集・集約

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる被害状況を収集、集約する。その際、概括的に把握すべき情報、詳細に把握すべき情報の観点から情報を収集、集約する。

（1）情報源の確保

本部事務局班は情報源を確保する。

- ①防災行政無線
- ②電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット等
- ③テレビ・ラジオ等
- ④市民からの通報等
- ⑤市が所有する車両の乗合い利用、職員のバイク・自転車の借上げ、徒歩等

（2）概括的な被害情報の把握

本部事務局班は、以下の情報について概括的な被害状況を把握する。

- ①概括的被害状況調査（道路・橋梁等被害状況調査、河川・ため池等被害状況調査、土砂災害等危険箇所調査、上水道施設・下水道施設の被害状況調査、建物の被害状況調査、その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査）
- ②市民の安否等に関する情報
- ③防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- ④救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- ⑤災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害にかかる範囲）
- ⑥交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況）

を含む)

⑦産業等施設の被災の有無に関する情報（対策・復旧活動支援、市民の生活基盤）

(3) 詳細な被害情報の把握

本部事務局班は、以下の情報について詳細な被害状況を把握する。

把握する内容		担当班
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	大東四條畷消防組合 健康福祉部医療活動支援班
住家被害 (付属建物 を含む)	全壊・半壊・中規模半壊・一部損壊 の状況	財務部調査班
	被災建築物応急危険度判定	都市整備部都市対策班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	都市整備部都市対策班
その他被害	医療機関の被害状況	健康福祉部医療活動支援班
	文教施設の被害状況	教育部教育班
	福祉施設の被害状況	健康福祉部、子ども未来部福祉班
	土砂災害、山地崩壊等の被害状況	都市整備部水防班
	河川、水路、ため池等の被害状況	都市整備部水防班
	ごみ処理施設等の被害状況	市民生活部環境衛生班
	商工関係者の被害状況	市民生活部産業・物資班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況 田畠の被害状況	財務部調査班
り災状況	り災世帯数、り災者数	本部事務局班
被害金額	公共文教施設の被害金額 農産、商工の被害金額	財務部調査班
避難状況	避難場所の状況	市民生活部避難所班 教育部避難所班
応急対策	応急物資、食料等の需要把握、管理 及び輸送等	市民生活部産業・物資班
	救護所の開設状況 医療・救護活動の状況等	健康福祉部医療活動支援班
	防災活動、応急対策に必要な情報	本部事務局班

(4) 被害状況の集約

①情報の集約

本部事務局班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

②被害情報等の整理

本部事務局班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(5) 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、本部事務局班は、大阪府等に対して応援要請を行う。

4 大阪府及び国への報告

大阪府に対する被害状況等の報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防災第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。

(1) 災害即報

次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む)について、都道府県に報告する。大阪府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国(消防庁)に報告する。この場合、事後速やかに大阪府に報告を行う。

①一般基準

- ・災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・市が災害対策本部を設置したもの

②個別基準(地震)

- ・市内で震度4以上の地震が発生したもの

③社会的影響基準

- ・①一般基準、②個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

(2) 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報を大阪府に対してだけでなく国(消防庁)に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない）とする。

（3）報告の方法

本部事務局班は、大阪府防災情報システムによって報告する。大阪府防災情報システムが使用できない場合、防災行政無線、ファクシミリ等によって報告する。

第2節 災害広報・公聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

1 災害広報

災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等は、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により市民に対する広報活動を実施する。

《実施担当》
総合政策部秘書広報班

(1) 災害情報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、市は、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- ・ 地震情報
- ・ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ・ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ・ 被害の概要
- ・ 避難指示等
- ・ その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

(2) 支援情報

地震発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- ・ 被災状況とその後の見通し
- ・ 指定避難所
- ・ 救護所
- ・ 救援物資の配布
- ・ 給水・給食
- ・ 医療機関などの生活関連情報
- ・ 義援物資等の取扱い
- ・ 被災者のために講じている施策などその他市民生活に必要なこと

(3) ライフライン復旧情報等

関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を実施する。

- ・上水道、下水道、道路の状況及び復旧
- ・電気、ガス、交通機関等の状況及び復旧
- ・電話の状況及び復旧
- ・電気、ガスの復旧による火災等の二次災害防止
- ・交通規制情報

(4) 広報の手段

①広報車

原則として市の所有する車両を使用する。必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

②その他広報手段

可能な限り幅広い周知を行うため、以下の手段も活用する。

- ・市防災行政無線（同報系無線）による地区広報
- ・広報誌の早期発行と各指定避難所、防災拠点等への掲示及び配布
- ・指定避難所への職員の派遣
- ・新聞、ラジオ、テレビによる広報
- ・インターネット（ホームページ）の活用
- ・ケーブルテレビ等への情報提供

(5) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、ファクシミリ・電話等のメディアを活用するほか、避難支援等関係者やボランティアなどの協力を得て手話、点字等による広報活動に努める。

(6) 災害時の広報体制

取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。そのうえで、広報活動用資料を作成、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図ったうえで、広報活動を実施する。

2 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

《実施担当》
総合政策部秘書広報班

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、総合政策部秘書広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、大阪府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会大阪拠点放送局等の報道機関に対し緊急放送を要請する。

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し、以下の情報の発表を適宜行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

- ①災害発生の場所及び発生日時
- ②被害状況
- ③応急対策の状況
- ④市民に対する避難指示等の状況
- ⑤市民に対する協力及び注意事項
- ⑥支援施策

3 市民の各種相談窓口の設置

災害による家屋や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な公聴活動を実施する。

《実施担当》
総合政策部秘書広報班

(1) 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

特別相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ①上水道・下水道の修理
- ②要配慮者対策等の福祉
- ③り災証明の発行
- ④災害弔慰金等の支給
- ⑤災害援護資金・生活資金等の貸付
- ⑥租税等の減免、徵収猶予等
- ⑦住家の応急復旧や融資制度の利用
- ⑧中小企業及び農業関係者の支援
- ⑨ドメスティックバイオレンス被害などの女性のあらゆる総合相談
- ⑩その他生活再建

(3) 実施体制

各部から対応職員を派遣し、電話及び市民応対業務全般について実施する。相談窓口の開設時には、広報紙等で市民へ周知する。相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

(4) 要望の処理

被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聴き取りに努める。市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第3節 応援の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに大阪府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

1 行政機関等との相互応援協力

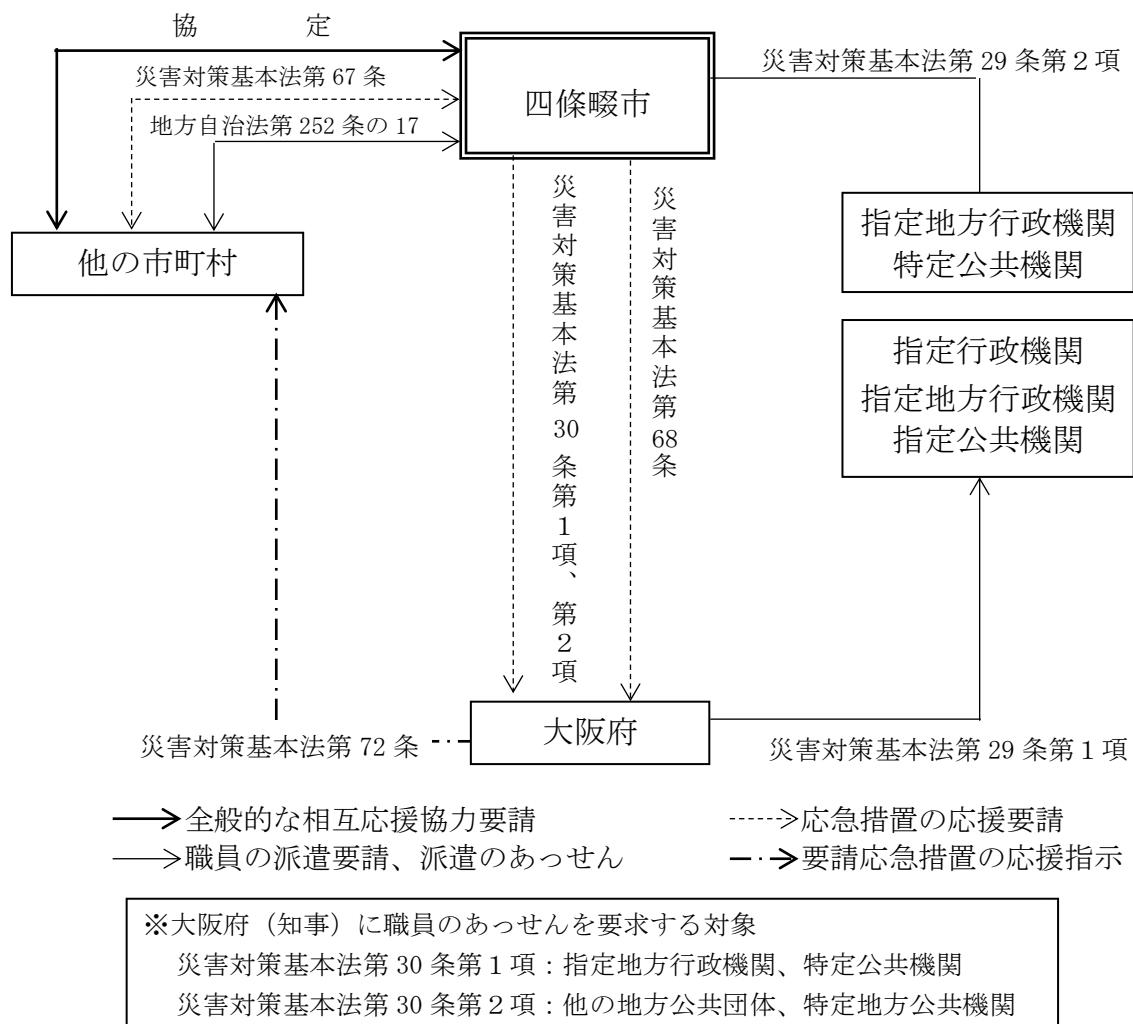
各部は、予め定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて本部事務局班を通じ大阪府及び他の市町村に応援協力を求める。

地震が発生した場合、大阪府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、都市整備部（本部事務局班）が窓口となる。また、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

詳細は資料編を参照する。

《実施担当》
本部事務局班

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(1) 大阪府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援要請する。応援を要請するときは知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又はファクシミリにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

①災害の状況

②応援を要請する理由

③応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

④応援を必要とする活動内容

⑤その他必要な事項

【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府政策企画部 危機管理室	(代) 06-6941-0351 (直) 06-6942-9677	06-6944-6021
	大阪府防災行政無線 15-200-4871 防災専用電話 220-8920	

(2) 他の市町村への応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村に応援要請を行う。また、消防相互応援協定締結市町村に対して応援要請を行う。

①応援の要請

他の市町村に応援要請を行うときは、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

消防相互応援協定締結市町村へは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、急を要する場合には、電話又はファクシミリによって応援要請を行い、後日文書を速やかに提出するとともに要請した旨を知事に報告する。

②隣接地域の緊急応援

消防相互応援協定締結市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で地震が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

(3) 応援協定（三重県紀北町）

災害相互応援協定を締結した紀北町と次の内容について相互に応援を行う。

- ①食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ③救援及び救助活動に必要な車両等の提供

- ④救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請があつた事項

(4) 応援の範囲

- 次に掲げる応急措置を要請することができる。
- ①被災者の食料その他生活必需品の提供
 - ②被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
 - ③診療、検診、感染症患者の治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
 - ④復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
 - ⑤清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
 - ⑥応急給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
 - ⑦通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
 - ⑧消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
 - ⑨その他応急対策活動に必要な措置

(5) 職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事に対する指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- ①派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- ②派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- ③派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤その他必要な事項

(6) 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 感染症等の拡大に配慮して適切な空間を取りながら、応援部隊の執務室、宿泊施設を確保する。
- ②応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- ③作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- ④必要に応じて四條畷警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

⑤ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の確保に万全を期する。

2 民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

《実施担当》
本部事務局班

(1) 民間団体等への協力要請

民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対象	応援協力要請の方法
民間団体等	各部から本部事務局班を通じて要請
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、本部事務局班へ報告

(3) 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら適宜確保する。

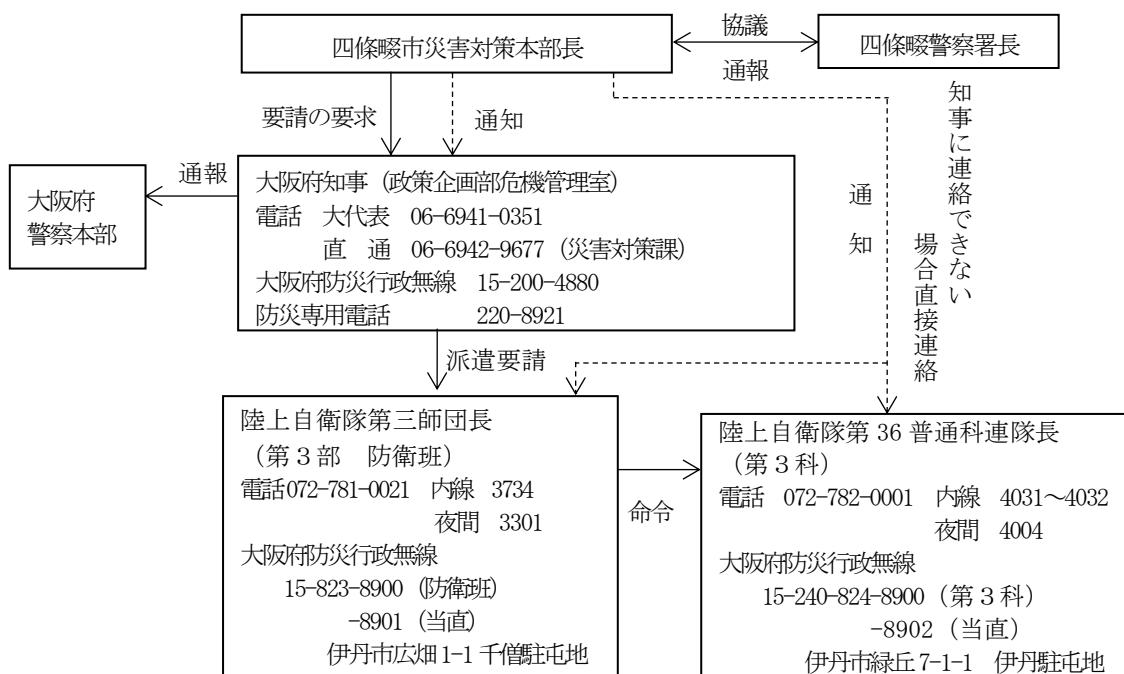
3 自衛隊に対する災害派遣要請の要求

市長は、市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

知事に対し派遣要請を要求した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

《実施担当》
本部事務局班

【派遣要請系統図】



本部長は、自衛隊の応援が必要と判断した場合、知事に対し派遣要請を要求するとともに、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

ただし、知事に要求することができない場合は、最寄りの部隊等の長にその内容を通知し、事後速やかに所定の手続きをとる。

(1) 派遣部隊等の活動

防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。

- ①被害状況の把握
- ②避難の援助
- ③遭難者等の搜索救助
- ④水防活動
- ⑤消防活動
- ⑥道路又は水路の障害物の除去
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物質の緊急輸送
- ⑨炊飯及び給水
- ⑩物資の無償貸付及び譲与
- ⑪危険物の保安及び除去
- ⑫その他

(2) 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が本市、大阪府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊の派遣を知事に要求するものとする。

(3) 災害派遣要請要求の要領

市長は、自衛隊による応援措置が必要であると判断した場合は、次の事項を明らかにして知事あてに自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、四條畷警察署長に通知する。

ただし、緊急を要する場合は、市長は知事に対して必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

- ①災害の状況及び派遣を要請する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となるべき事項

(4) 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- ①災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ②災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- ④運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- ⑤その他災害に際し、上記①から④に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまないと認められる場合

(5) 災害派遣部隊の受け入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ①自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所を確保する。
- ②派遣部隊及び大阪府との連絡職員を指名する。
- ③作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- ④派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- ⑤ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、予め定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

(6) 撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に自衛隊の撤収要請を要求する。

第4節 消火・救助対策

市及び関係機関は、被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

《実施担当》

大東四條畷消防組合、四條畷市消防団、本部事務局班、健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班

1 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報の伝達を行う。

大東四條畷消防組合は、本部事務局班との連携とともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

2 震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘査した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 火災防ぎよ活動の原則

①同時に複数の火災が発生した場合

延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。

②広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合

当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。

③高層建築物、地階等の火災

他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。

④工場、大量危険物貯蔵取扱い

施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防ぎよ活動の区分

①分散防ぎよ活動

同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防ぎよする。

②重点防ぎよ活動

延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

③拠点防ぎよ活動

広域避難地の安全確保を目的とする。

(4) 大規模市街地火災の防ぎよ対策

①初動体制の確立

②火災態様に応じた部隊配備

③道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

④延焼阻止線の設定

⑤自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

(5) 高層建築物等火災の防ぎよ対策

①活動期における出動隊の任務分担

②排煙、進入時等における資機材の活用

③高層建築物等の消防用設備の活用

④高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用

⑤水損防止

(6) 同時多発火災の防ぎよ対策

同時多発火災が発生した場合は、予め指定する防ぎよ地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

①部隊運用

ア 出動部隊数の調整

イ 活動部隊数の合理化と無線統制

ウ 四條畷市消防団との連携強化

②部隊の確保

ア 非常招集による緊急増強隊の編成

イ 他市町村消防応援隊の要請及び活用

③その他

- ア 出動体制の迅速化
- イ ホースの確保
- ウ 防火水槽、自然水利等の活用
- エ 広 報

(7) 広域断水時火災の防ぎよ対策

- ①自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- ②タンク車の優先出動と活動
- ③有効かつ的確な水利統制
- ④機械性能の保持と積載ホースの増加
- ⑤広報車等の巡回による警戒体制の確立
- ⑥火気使用者に対する啓発
- ⑦危険区域の重点立入検査

(8) 林野火災の防ぎよ対策

- ①風向、山容を考慮した出場順路の選定
- ②水利部署の検討、ホースの増載、可搬式ポンプの積載
- ③ジェットシューター、スコップ、かま等の装備
- ④食料、携帯型無線機の携行

(9) 二次火災の防ぎよ

地震発生から数時間～数日後に発生する火災の防止措置を講じる。

3 人命救助活動

大阪府警察等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施するとともに医療機関と連携した救急活動を実施する。

活動の方針

大東四條畷消防組合は四條畷警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたるとともに、必要に応じ消防相互応援協定締結の市町村に協力を要請する。また、自衛隊の派遣について大阪府を通じ要請する。

特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

四條畷警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

4 行方不明者の搜索・把握

《実施担当》

本部事務局、市民生活部避難所班、教育部避難所班、健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班、四條畷警察署、自衛隊、関係機関

(1) 行方不明者の把握

関係機関と密接に連絡をとり、健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班、市民生活避難所班、教育部避難所班は行方不明者名簿作成に努め、本部事務局班に報告する。

(2) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害の規模等の状況を勘案して、四條畷警察署、自衛隊等関係機関が地域住民の協力を得て実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。

災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

5 応援の要請

大東四條畷消防組合は、単独で消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町村消防機関等の応援を要請する。

(1) 協定に基づく応援の要請

①応援協定に基づく応援の要請

大東四條畷消防組合は、単独で十分に消防活動が実施できない場合、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

②航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

③知事への応援要請

大規模な災害が発生した場合、消防相互応援協定のほか、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請する。

④消防庁長官の措置による応援体制

市長または市長の委任を受けた消防長は、大東四條畷消防組合の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊運用要綱に定める様式により速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接消防庁長官に対して要請する。

(2) 受入れ体制

大東四條畷消防組合は、消防応援隊や緊急消防援助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ①応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する
- ②応援隊及び大阪府との連絡職員を指名する
- ③応援隊の調整本部は、市災害対策本部または大阪府災害対策本部が設置された場合においては、それらの中でその機能を果たすものとする
- ④消防活動実施中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する

6 各機関による連絡会議の設置

市、大阪府、大阪府警察及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

7 消防団員の参集

消防団員は、四條畷市において震度5弱以上の地震が発生した場合、自発的に各分団庫に参集する。

8 地域住民との連携

《実施担当》

大東四條畷消防組合、四條畷市消防団、自治会

自主防災組織等地域住民は、消防機関が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防機関が到着した際は作業を引き継ぐ。

なお、消防機関は、必要に応じて地域住民に作業の継続を要請する。

第5節 救急医療

医療機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

《実施担当》

大東四條畷消防組合、四條畷市消防団、健康福祉部医療活動支援班

1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

（1）現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

①救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

②考え方

ア 被災を免れた医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護や物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

（2）後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

・災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動す

る

- ・広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する
- ・特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（大阪府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う
- ・医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあつた適切な患者の搬送・受入れを行う

2 現地医療対策

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。なお、救護所を設置したときは、その旨の標識を掲示する。

（1）応急救護所の設置・運営

医療活動支援班は、必要に応じて応急救護所を設置・運営する。なお、救護所を設置したときは、その旨の標識を掲示する。

①応急救護所の設置

応急救護所の設置基準及び設置場所は、次のとおりである。

ア 設置基準

- ・災害現場に傷病者が多数存在し、症状に応じて搬送順序を決定する必要がある場合
- ・傷病者の搬送に時間を要し、現場での対応が必要な場合

イ 設置場所

- ・災害現場付近の二次災害のおそれがない場所

②応急救護所の運営

次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。

ア 携帯電話等通信手段の確保

イ 医薬品、医療用資器材の補給

ウ その他医療救護活動に必要な事項

（2）医療救護所の設置・運営

医療活動支援班は、市民生活部避難所班と教育部避難所班と調整のうえ、必要に応じて医療救護所を設置・運営する。

①医療救護所の設置

医療救護所の設置基準及び設置場所は、次のとおりである。

ア 設置基準

避難場所等に傷病者が多数存在し、当該場所付近での対応が必要な場合

イ 設置場所

避難場所に指定した小中学校医務室等のうち、衛生状態が良好で、かつ安全な場所とする。なお、地域の実情及び被害の状況に基づき適切と判断される場合は、被災していない市内医療機関を割り当てることとする。

②医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

ア 交代要員の確保

イ 携帯電話等通信手段の確保

ウ 医薬品、医療用資器材の補給

エ 食料、飲料水の確保

オ その他医療救護活動に必要な事項

(3) 医療救護班の編成

①医療救護班の組織・派遣

ア 編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は、一般社団法人大東・四條畷医師会からの派遣医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成する。

イ 派遣要請

災害の規模、被害状況によって、一般社団法人大東・四條畷医師会に災害医療救護隊の派遣を要請する。また、大阪府を通して日本赤十字大阪府支部に医療救護従事者の派遣や災害派遣医療チーム(DMAT)を要請する。

ウ 参集場所

市立保健センターとする。なお、当該場所が被災した場合は、医療救護班が状況に応じて指定する場所とする。

②医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターへリ等を活用し、移動する。医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

③医療救護班の受入れ・調整

医療救護班の受入れ窓口を設置し、各救護所における医療救護班の必要班数及び種別を把握し、大阪府(保健所)の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(4) 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、救護所における救急医療の範囲は、病院等で治療を開始するまでの応急的な処置とする。

①救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

応急救護所においては、応急処置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時医療活動

医療救護所においては、軽症の傷病者の医療、被災者等の健康管理等を行う。この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

②医療救護班の業務

ア 傷病者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

3 医療情報の収集活動

医療救護班は、大東四條畷消防組合と協力して、協力病院及び医療機関と密接な連携のうえ、救急医療情報システムや医療情報連絡員、ホットライン等で医療施設の被害状況や空床状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

4 後方医療活動

大規模災害の発生時には、被災地内は病院も被災し、ライフラインが絶たれて充分に機能が発揮できない状態であるため、被災地域外の病院へ傷病者を搬送することが必要である。

健康福祉部医療活動支援班は、市内医療機関における医療活動のほか、大阪府と協力して被災地域外の医療施設に広域的広報医療活動を要請する。

(1) 市内医療機関における医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入医療を行う。

①市内拠点病院

次の病院を中心に医療活動を行う。

ア 市災害拠点病院

市災害拠点病院は次の活動を行う。

- ・市域の医療拠点としての患者の受入れ
- ・災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

イ 災害医療協力病院

- ・災害医療協力病院は、市災害拠点病院等と協力し、率先して患者を受入れる

(2) 広域的後方医療活動

救護所及び市内医療機関での傷病者の診察と処置対応が困難な場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院に患者が集中しないように振り分け調整し、被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

災害医療協力病院である畠生会脳神経外科病院、北河内藤井病院を中心に市内の医療機関の協力を得て医療活動を実施する。

5 搬送

医療機関と密接な連携のもと、傷病者の搬送を実施する。

(1) 傷病者の搬送

大東四條畷消防組合は、災害現場において傷病者の応急手当を実施するとともに、協力病院、医療活動支援班、一般社団法人大東・四條畷医師会等関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内拠点病院への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、収容医療機関を指定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報

の提供を行う。

(3) 広域搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、医療・輸送対策部医療活動支援班は、大阪府等にドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機などの航空機の出動を要請する。

6 医薬品等の調達・確保

医療活動支援班は、医薬品等が不足する場合、医療活動支援班は本部事務局班を通じて大阪府に対して供給の要請を行う。

7 個別疾病対策

医療活動支援班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の医療関係情報について広報し、医療救護活動を行う。

第6節 応急避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

《実施担当》

本部事務局班、市民生活部避難所班、教育部避難所班、健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班、関係機関

1 避難の指示等

地震の発生によって、がけ崩れ等の被害の危険性がある地域の市民に対し、避難指示等を行い、生命又は身体の安全を確保する。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(1) 実施責任者、災害種別等

避難の指示の実施責任者と災害種別等については、次のとおりとする。

避難指示を行う者と根拠法

指示者	指示 を行う種類	災害の種類	根拠法規
市長	準備	災害全般	-
	指示	災害全般	災害対策基本法 第60条
警察官	指示	災害全般 市長が指示できないと認められる場合、又は市長から要請があった場合	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法第4条
水防管理者 (市長)	指示	洪水	水防法第29条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	指示	災害全般 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる	自衛隊法 第94条

(2) 避難指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の指示を発令する。指示にあたっては、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難の指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

① 高齢者等避難

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想される場合
趣旨	危険が予想される地域の市民に事態の周知を図り、避難を行う。
伝達内容	発令者、危険予想地域、避難先、避難すべき理由、避難に至る経路
伝達方法	広報車による伝達、防災行政無線、ホームページ、SNS、緊急速報メール、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。

② 避難指示

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合
伝達内容	指示者、避難すべき理由、避難先、避難に至る経路
伝達方法	防災行政無線、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、ホームページ、SNS、緊急速報メール、テレビ放送、ラジオ放送を併用する。

(3) 避難指示等の連絡

①市長が避難指示等を行った場合

市長は、避難指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

②市長以外が避難指示等を行った場合

市長以外が避難指示等を行った場合は、直ちに本部事務局班に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

(4) 避難路の確保

市民の安全のために避難路の確保に努める。

2 警戒区域の設定及び規制

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

警戒区域の設定権者と根拠法

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法規
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第 73 条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員	災害全般 (除く水災)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防法 第 28 条・第 36 条
消防長又は消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条の 2
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	消防法 第 23 条の 2
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第 21 条

(※) 警察官は、消防法第 28 条、第 36 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいない場合、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の実施

市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。

市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。

市長は、四條畷警察署、四條畷市消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

(3) 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

3 避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

(1) 自主避難

市長は気象現象等による災害の発生が予想される場合、適宜避難所を開設する。なお指定緊急避難場所への市民の避難は、自主避難を基本とする。

(2) 避難誘導

市長が避難指示等を行った場合は、次のとおり市民の避難誘導を実施する。市民の避難誘導に際し、大阪府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。国及び大阪府が示す指針等に基づき、市が作成するマニュアルに則して、要配慮者の確認と誘導に配慮する。

①広域避難地への市民の避難誘導

市民生活部避難所班及び教育部避難所班は、自治会役員及び自主防災組織の協力を得て、指定緊急避難場所から広域避難地への市民の避難誘導を実施する。

②学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

③交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関が予め定めた防災業務計画に基づき実施する。

(3) 避難にあたっての留意点と方法

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

①避難にあたっての留意点

- ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う
- イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる
- ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる

②避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

- ア 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、安全な経路を通って徒歩によって避難する
- イ 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、優先して避難させる
- ウ 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ誘導する

③妊産婦または乳幼児のいる保護者の保護

妊産婦または乳幼児のいる保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行う。

(4) 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第7節 二次災害の防止

余震、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

1 土砂災害応急対策

《実施担当》

都市整備部水防班、総合政策部秘書広報班

市民生活部避難所班、教育部避難所班、四條畷市消防団

(1) 情報の収集及び伝達

①危険箇所の早期発見

都市整備部水防班は、地震発生後直ちに土砂災害の危険箇所等の巡回パトロールを実施し、危険箇所の早期発見に努める。また、参集途上の職員の情報、各部による被害情報、市民からの情報等によって、土砂災害危険箇所等の状況を的確・迅速に把握するものとする。

②前兆現象等の把握

都市整備部水防班は、地震発生後、大雨注意報・警報等が発令された場合、又は土砂災害の発生が予測される場合、自主防災組織等市民の協力を得て、被害を受けやすい箇所等のパトロールを実施し、次の前兆現象その他必要な情報の収集活動に努める。また、大阪府に対して、適宜斜面判定士の派遣を要請して危険度判定を行い、二次災害の防止に努める。

- ア 危険箇所及びその周辺の降雨量
- イ 斜面の地表水、湧水（濁り、枯渇等）、亀裂状況
- ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等傾倒状況
- エ 斜面の局地的崩壊
- オ 渓流、ため池、水田等の急激な減水
- カ 住家等建物等の損壊状況
- キ 市民及び滞留者数
- ク その他必要な情報

③情報伝達手段、伝達情報の内容

総合政策部秘書広報班は、防災行政無線、広報車等によって、土砂災害危険箇所の地域住民に対し、的確な情報を広報・伝達するものとし、伝達する情報は次のとおりとする。

- ア 気象予報警報等の情報
- イ 降雨量の状況
- ウ 前兆現象の監視、観測状況の報告

- エ 避難の指示
- オ その他応急対策に必要な情報

(2) 避難対策

①避難指示等

本部長は、地震災害ののち、大雨、豪雨、余震その他の異常な自然現象によって、急傾斜地の崩壊等による土砂災害の危険が増大した場合、当該危険地域の居住者、滞在者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

② 市民等への周知徹底

市長が避難指示等を行った場合は、当該地域市民等に次の事項について防災行政無線、広報車等あらゆる伝達手段により周知を図るとともに、警察官、自治会等の協力を得て、避難者の誘導にあたる。また、大阪府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

- ア 開設した避難所
- イ 避難経路
- ウ 避難時の注意事項
- エ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の情報

③ 指定避難所の開設

市民生活部避難所班、教育部避難所班は、避難の指示等を行った地域ごとに、最寄りの安全な指定避難所のうちから、そのつど選定し開設する。

(3) 災害発生時の報告

本部事務局班は、土砂災害が発生した場合、大阪府政策企画部危機管理室に対して被害状況の報告を行うとともに、大阪府枚方土木事務所に報告を行う。

(4) 危険箇所等の応急措置

都市整備部水防班は、地震発生直後に土石流危険渓流、急傾斜崩壊危険箇所等の被害状況を調査し、大阪府枚方土木事務所と協力して必要に応じて応急措置を講じる。

2 公共土木施設等

《実施担当》
都市整備部水防班

(1) 道路・公園・橋梁

①被害状況の把握

道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

②他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者(国土交通省大阪国道事務所、大阪府枚方土木事務所)に通報し、応急措置の実施を要請する。

③道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、直ちに四條畷警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

④応急復旧

被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、市内業者及び大阪府に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、ため池

①被害状況の把握

護岸の被害状況、河川水路の橋脚・工事箇所の仮設物等の障害になる浮遊物などの状況、ため池の被害状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

②河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者等(大阪府枚方土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、ため池管理者)に通報し、応急措置の実施を要請する。

③応急排水

河川・水路及びため池の洪水、溢水等によって浸水被害が発生した場合は、応急排水を実施する。

④応急復旧

障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での河川等の応急復旧が困難な場合は、大阪府に対し応援を要請する。

(3) 避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の住民に連絡するとともに、必要に応じ災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 建築物、宅地に対する応急措置

《実施担当》
都市整備部都市対策班

(1) 公共建築物

建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(2) 民間建築物

被害状況を大阪府に報告するとともに、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探査し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

①被災建築物の応急危険度判定作業の準備

被災建築物の応急危険度判定作業に必要なものを準備する。

ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ 被災建築物応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

②調査の体制

被災建築物応急危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

③応援要請

市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 宅地

被害状況を大阪府に報告するとともに、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を地震発生直後に実施する。

被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

①被災建築物の応急危険度判定作業の準備

宅地の危険度判定作業に必要なものを準備する。

ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ 被災宅地危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

②調査の体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

③応援要請

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、大阪府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

4 危険物施設等の応急措置

《実施担当》

都市整備部都市対策班、大東四條畷消防組合、関係機関

(1) 対象物

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設、放射性物質を保有する施設。

(2) 施設の点検、応急措置

施設管理者は、爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、施設の点検及び必要な応急措置を講じる。

また、市、大東四條畷消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(3) 避難及び立入制限

施設管理者は、暴発、施設の倒壊等によって著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民へ連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、市、大東四條畷消防組合及び関係機関は、必要に応じ、被災施設及び

その周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第8節 地震水防応急対策

河川・水路又はため池の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

《実施担当》
都市整備部水防班

1 水門等の操作

水門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。

2 応急措置

地震によって堤防等に亀裂が生じ危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じる。

(1) 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し関係者以外の立ち入りを禁じ、又は制限する。

(2) 水防工法

水防作業は大阪府水防計画に定める工法によって実施する。

3 資機材の調達

資機材倉庫の備蓄品等を優先的に活用し、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者及び大阪府枚方土木事務所からの調達を行う。

第9節 交通の安全、機能確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応、利用者の安全確保、交通機能の維持・回復に努める。

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を大阪府及び市に報告する。

2 道路の応急復旧等

《実施担当》
都市整備部水防班、総合政策部秘書広報班

(1) 道路の通行禁止、制限

予め定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施すると共に、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期回復を図るため、順次復旧を行う。

(3) 応急復旧対策

①道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧計画を検討する。

②応急復旧工事

復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

③道路上の障害物の除去及び処理

緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

④緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

大阪府、四條畷警察署との連携を通じて、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

(4) 広報

緊急交通路、交通規制対象路線、通行状況、復旧状況、今後の見通し等の情

報を収集するとともに、総合政策部秘書広報班を通じて、市民に対する広報活動にも努める。

3 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設

《実施担当》
本部事務局班、西日本旅客鉄道株式会社

予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。

負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

①活動体制

鉄軌道施設管理者は、災害が発生した場合、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

②応急復旧対策

鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、予め定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。また、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

③広報

鉄軌道施設管理者は、本部事務局班に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

(2) 各乗合旅客自動車運送事業者

《実施担当》
本部事務局班、京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社、奈良交通株式会社

予め定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第10節 緊急輸送活動

救助・救急、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

本部事務局班、総務部総務班、総合政策部秘書広報班、都市整備部水防班、市民生活部避難所班

1 陸上輸送

(1) 緊急交通路の選定等

①大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市域において、大阪府警察は、予め選定された大阪府の「重点14路線」のうち、国道163号と主要地方道大阪生駒線について、緊急通行車両等（大阪府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

②災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、大阪府、大阪府警察、道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、広域緊急交通路、地域緊急交通路の中から緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

ア 道路管理者

・道路施設の点検

都市整備部水防班は、道路施設の被害状況の把握及び安全性の点検を行い、使用可能な道路を把握し、道路管理者との協議のうえ、緊急交通路を選定する。

・大阪府への点検結果の報告

都市整備部水防班は、道路施設点検の結果を大阪府に報告するとともに、大阪府が行う緊急交通路の決定に関しての協力をを行う。

・緊急交通路の決定

都市整備部水防班は、大阪府、大阪府警察、道路管理者と協議の上、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

・緊急交通路の確保

都市整備部水防班は、緊急交通路を確保するために必要な人材、資機

材などを協定業者等の協力を得て調達し、市道の障害物の除去作業を行う。

また、道路管理者等が行う障害物の除去作業に協力するとともに、必要に応じて作業を行う。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。

災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応については、鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるもの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

イ 大阪府警察

大阪府警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を行う。

・道路の区間規制

必要に応じて緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

・区域規制

被災地の状況等に応じて、大阪府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の東側区域

・交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(2) 緊急交通路の周知

①関係機関への連絡

都市整備部水防班は、大阪府が決定した緊急交通路について、各部に連絡するとともに報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

②市民への周知

総合政策部秘書広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、大阪府警察等が実施する交通規制の状況等について、市民への周知活動に努める。

(3) 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

大阪府もしくは大阪府公安委員会より、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の要請があった場合は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

①輸送車両等の確保

- ア 市が所有する全ての車両は、総務部総務班が集中管理を行う。
- イ 車両が不足する場合は、大阪府との連絡のうえ調達する。

②緊急通行車両等の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに届出済証を提示して緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務部総務班が民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を四條畷警察署又は大阪府（知事）に持参し、緊急通行車両として確認申請を行い、標章等の交付を受ける。

③車両の運用

- ア 車両の運用は、総務部総務班が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

- イ 総務部総務班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

- ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は、車両に備え付ける。

2 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

予め設定した災害時用臨時ヘリポート（ゴルフクラブ四条畷）のほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを選定する。

本部事務局班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を大阪府へ報告する。

本部事務局班は、大阪府、大阪府警察、自衛隊等と協議し、予め設定した災害時用臨時ヘリポートのうち、開設するヘリポートを指定する。

また、大阪府及び関係機関へ連絡する。

(2) 輸送手段の確保

総務部総務班は、大阪府と連携するとともに、大阪府、大阪府警察、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3 交通規制

大阪府公安委員会及び道路管理者は、大阪府警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

四條畷警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

①交通規制の実施

災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、四條畷警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限する。

②交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(2) 大阪府公安委員会、大阪府警察による交通規制

①交通規制の実施

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、大阪府公安委員会、大阪府警察に対して交通規制の実施を要請する。

ア 人命救助、避難路確保等のための交通規制

地震発生直後において、人命救助等のため緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限を行う必要があると認められる場合は、被災場所、被災地の状況、道路の被害程度等を考慮して、使用可能な道路の中から緊急交通路

を指定し、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

イ 緊急交通路確保のための交通規制

災害応急対策を実施するための人員、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限を行う必要があると判断した場合は、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

②交通管制の実施

緊急交通路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、大阪府警察とも緊密な連絡を行い、広域的な交通管制を実施する。

③交通規制の標識等の設置

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

交通規制の範囲及び実施責任者

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、欠損その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 道路交通法 第6条第4項

(3) 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、次のとおり実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1. 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急通行車両の通行確保のために行うことができる。	

(4) 相互連絡

本部事務局班は、四條畷警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

(5) 広報

総合政策部秘書広報班は、交通規制を実施する場合は、四條畷警察署と連携して広く一般に周知する。

第11節 ライフラインの対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

《実施担当》

本部事務局班、総合政策部秘書広報班、都市整備部下水道河川班

1 被害状況の把握

大阪広域水道企業団、都市整備部下水道河川班は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、本部事務局に報告する。被害が生じた場合は大阪府に報告する。

本部事務局班は、震度4以上の地震が観測された場合には電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2 各事業者における対応

(1) 上水道施設

大阪広域水道企業団は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。必要に応じて、消防及び警察への通報並びに付近住民への広報を行う。

《実施担当》

本部事務局班、大阪広域水道企業団

①活動体制

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員、資機材等を確保し、必要に応じ大阪府、他の市町村、水道関係業者、自衛隊等に応援を要請する。

市域で震度4以上の地震が発生し、市独自ですべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、大阪府と市町村及び大阪広域水道企業団が協力して設置する「大阪広域水道震災対策中央本部」に、必要に応じ応急復旧に関する支援を要請する。

②応急措置

災害が発生した場合は、速やかに所管施設の被害状況を把握のうえ、必要

に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

③応急復旧対策

・資機材等の確保

応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。

・応急復旧

医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

④広報

本部事務局班に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また市民に対しても被害状況、復旧状況等のほか、生活水の節水に努めるよう、市民に広報する。

また水道施設及び工業用水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、各水道事業体等のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

(2) 下水道施設

下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

《実施担当》

都市整備部下水道河川班

①活動体制

保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じ大阪府、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人員・資機材調達の協力を得る。

②応急措置

災害が発生した場合は、速やかに所管施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

③応急復旧対策

・資機材等の確保

応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。

・応急復旧

下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

④広報

本部事務局班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また市民に対しても被害状況、復旧状況等のほか、生活水の節水に努めるよう、市民に広報する。

(3) 電力供給施設

関西電力送配電株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、大阪府、消防及び警察への通報並びに付近住民への広報を行う。

《実施担当》
本部事務局班、関西電力送配電株式会社

①応急供給及び復旧

被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。復旧時の活動拠点の設置が必要な場合は、協定に基づき、協議する。

② 広報

関西電力送配電株式会社は、本部事務局班に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【関西電力送配電株式会社の連絡先】

名称	所 在 地	電話番号
守口配電営業所	守口市八雲東町一丁目 9-15	0800-777-8016
奈良配電営業所	奈良市大宮町七丁目 1-20	0800-777-8052

(4) ガス供給施設

大阪ガスネットワーク株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ブロック毎のガス供給停止等の危険防止措置を講じるとともに、市、大阪府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

《実施担当》

本部事務局班、大阪ガスネットワーク株式会社、関係機関

①応急供給及び復旧

被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

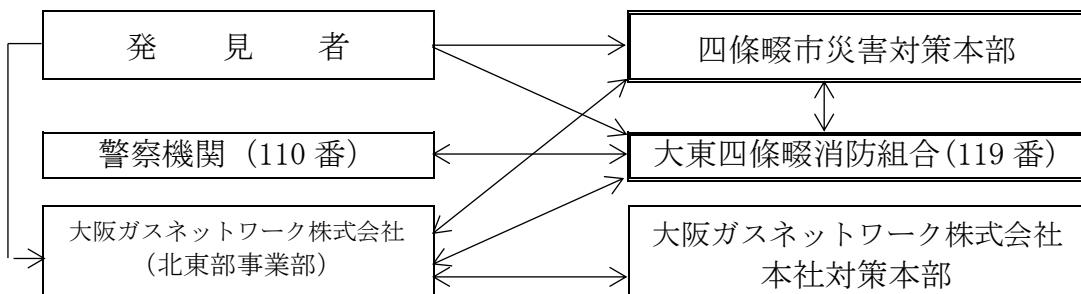
復旧時の活動拠点の設置が必要な場合は、協定に基づき、協議する。

②広報

大阪ガスネットワーク株式会社は、本部事務局班にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意情報を広報する。被害状況、供給状況、復旧状況後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【通信情報連絡体制】



大阪ガスネットワーク株式会社の連絡先

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
北東部事業部	導管計画チーム	東大阪市稻葉 2-3-17	072-966-5342

(5) 電気通信施設

電気通信事業者は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤル提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

《実施担当》
本部事務局班、西日本電信電話株式会社

①通信の確保と応急復旧

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

②広報

電気通信事業者は、本部事務局班に電気通信施設の被害状況、応急対策見込み等の情報を提供する。

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、市民に対し通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急対策の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

西日本電信電話株式会社の連絡先

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
関西支店	設備部	大阪市都島区東野田町 4-15-82	06-6490-1324
奈良支店	設備部	奈良市下三条町 1-1	0742-36-8500

第12節 指定避難所の開設・運営

地震による家の損壊、滅失によって避難を必要とする市民を臨時に収容する避難所を開設する。

《実施担当》

市民生活部避難所班、教育部避難所班、市民生活部産業・物資班
健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班

1 避難所の開設

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(1) 指定避難所の開設基準

四條畷市又は隣接（大東市、寝屋川市、交野市、奈良県生駒市）に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定避難所の全ての施設の安全を確認したのち、避難所を開設する。

震度4以下（気象庁発表）の場合は、避難状況に応じて開設する。

(2) 避難収容の対象者

- ①災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- ②災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示等が発せられた場合
 - イ 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ③その他避難が必要と認められる場合（住民票の有無に関わらない）

(3) 指定避難所の開設方法

- ①震度5弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ開錠する。
- ②震度4以下の地震が発生した場合、施設管理者は、施設を点検のうえ開錠の

- 準備を行う。なお、市長が避難所の開設が必要と認めた場合は、速やかに施設管理者に連絡し、開錠する。
- ③避難者が避難を求めた場合は、施設管理者が開錠し、避難対策部等にその旨を報告する。
- ④避難所を開設した場合、本部事務局班は、直ちに避難所の運営のための職員を派遣し、避難者の収容にあたる。

(4) 臨時の避難所

- ①指定された指定避難所だけでは不足する場合

事前に指定されている指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合は、他の公共及び民間の施設管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。

- ②指定された指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合

指定避難所に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された指定避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

- ③臨時避難所の開設

ア　臨時避難所を開設する場合は、市民生活部避難所班及び教育部避難所班から職員を派遣する。
イ　開設後は、避難所と同等に扱う。

(5) 関係機関への通知

本部事務局班は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

2 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、避難所運営マニュアルを参考に、自治会の自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設置し、市民、行政、各施設管理者等が協力し、避難所を運営する。

運営組織には、男女両方が参画するとともに、運営責任者や副責任者等、役員のうち女性が複数名参画することを目標にする。

(1) 運営責任者

指定避難所の運営責任者は、当該施設の管理者又は指名された者に加え、男女の両方を運営責任者とするような2名を指名する。

(2) 運営形態

自主防災組織等を中心とした市民組織による自主的な活動を促す。

(3) ボランティアとの連携

運営責任者及び避難者の代表と協議のうえ、ボランティアとの協議を図りながら避難所運営を行う。

(4) 指定避難所の運営

①避難者名簿の作成

運営責任者は、避難者カードを配布、回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに大阪府への報告においても早期に実施する。

②食料、生活必需品の請求、配布

運営責任者は、指定避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を市民生活部避難所班及び教育部避難所班を通じて、市民生活部産業・物資班に調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、そのつど指定避難所物品受払簿に記入のうえ、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て配布する。

③避難者向けの情報提供

運営責任者は、応急対策の状況、支援メニュー、安否確認等、指定避難所内に掲示板を設けて、避難者への情報提供、避難者の情報交換を行う。

④要配慮者、生活環境、男女双方の視点への配慮

運営責任者は、指定避難所の区割り等によって、要配慮者や避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーテイション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努める。

また食事、生活機器等の確保、入浴支援、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮にも努める。

⑤女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生防止

女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、

被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑥避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。

⑦熱中症の予防

夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

⑧動物飼養者への配慮

管理責任者は、飼養者には、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うよう周知を図る。また 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。

⑨指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること。

⑩各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと。

(5) 要配慮者への配慮

運営責任者は、指定避難所を開設した場合、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聴き取り調査を行う。

運営責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を、市民生活部産業・物資班と情報共有を図りながら、市民生活部避難所班及び教育部避難所班を通じて要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

住居、避難所等で生活できない要介護者等については、本人の意思を尊重したうえ、民間を含めた福祉避難所への受入態勢を確認し、状況に応じて福祉避難所や、病院等への一時入所を迅速かつ適切に行う。また、必要に応じ、被災地外への移送が行えるよう本部事務局班は大阪府と協議する。

(6) 感染症等拡大予防

国や大阪府の指針等に基づき、保健所等関係機関と連携し、感染症拡大防止に努める。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

(7) その他

混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

3 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。本部長から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。

運営責任者は、避難所を閉鎖した旨を市民生活部避難所班及び教育部避難所班に報告するとともに、施設管理者（校長等）にも報告する。

第13節 緊急物資の供給

住家の損壊、滅失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民で、指定避難所、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対し、必要な物資の供給に努める。必要な物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図る。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

1 給水活動

大阪府及び府内水道（用水供給）事業体と協力して速やかな給水に努める。

《実施担当》
本部事務局班、府内水道（用水供給）事業体

（1）災害発生直後の応急給水

①災害発生直後の情報の収集

災害発生直後は、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 災害発生直後は、四條畷水道センターに設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 大阪府水道災害調整本部及びブロック本部と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。

*大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は必要に応じ大阪府水道災害調整本部が設置される。

ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

②広報

応急給水を実施するにあたり、給水車による給水場所、給水時間について広報車で広報を行うほか、必要に応じて広報車を巡回させる。

③応援要請

応急活動において、応援が必要な場合は、ブロック本部を通じて日本水道協会等に支援を要請する。

(2) 応急給水のシステム

①目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

災害対策給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。

②応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に飲料水を要する施設や要介護者等の入所施設には優先的に給水タンク車を配備する。

③給水拠点の確保

給水拠点は、被災直後は開設した指定避難所及び忍ヶ丘駅前耐震貯水槽で行い、その後の復旧に伴い、給水拠点を増設する。

④飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

⑤パック水・非常用備蓄水の配布

⑥給水用資機材の調達

(3) 市民への広報

①手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得て、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的、かつ、きめ細かく行う必要がある。そのためには、次の手段等の活用を図る。

- ・広報車
- ・市広報紙（災害情報）
- ・報道機関等（テレビ、新聞、ラジオ等）
- ・自治会
- ・インターネット（ホームページ）
- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

②情報提供

報道機関等に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める。）。

自治会や避難場所での飲料水の保管やむだ使い等の注意点等を広報する。

外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の提供を行う。

2 食料の供給等

大阪府及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

《実施担当》
市民生活部産業・物資班、教育部避難所班

(1) 食料の供給

①食料供給の対象者

- ・避難所に収容された者
- ・全半壊、流出、床上浸水等で調理ができない者
- ・旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段のない者

②供給する食料の内容

供給する食料は、地震発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

③供給方法

- ・食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する
- ・供給計画に基づき、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保供給する
- ・避難所等での配布は、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する

④食料の調達・搬送

市民生活部避難所班及び教育部避難所班と密接な連携を図りながら食料の調達・搬送を実施する。

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

協定業者から調達する。必要量が確保できないときは、大阪府及び他の市町村に対し応援を要請する。他の市町村、近畿農政局に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

ウ 調達食料の搬送

調達食料については、原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

(2) 炊き出しの方法

焼き出しを行う場合、教育部避難所班が手配を行う。

①焼き出しの方法

焼き出しあは、避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

他団体等からの炊き出しの申し出については、関係各部との調整のうえ受入れる。

②炊き出しの場所

炊き出しは、学校給食センター、学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお、給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3 生活必需品の供給等

大阪府及び協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

《実施担当》
市民生活部産業・物資班

(1) 生活必需品の供給

①生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者。

②供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ・被服、寝具及び身のまわり品
- ・タオル、石鹼等の日用品
- ・ほ乳瓶
- ・衛生用品
- ・炊事道具、食器類
- ・光熱用品
- ・医薬品等
- ・要介護者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

③供給方法

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し供給する。

避難所等での配布は、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等が実施する。

(2) 生活必需品の調達・搬送

市民生活部産業・物資班は、生活必需品の調達・搬送を実施する。

①生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ配布する。

イ 調達品

協定業者から調達する。流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者から生活必需品を調達する。市において生活必需品の調達が困難な場合は、大阪府に要請する。

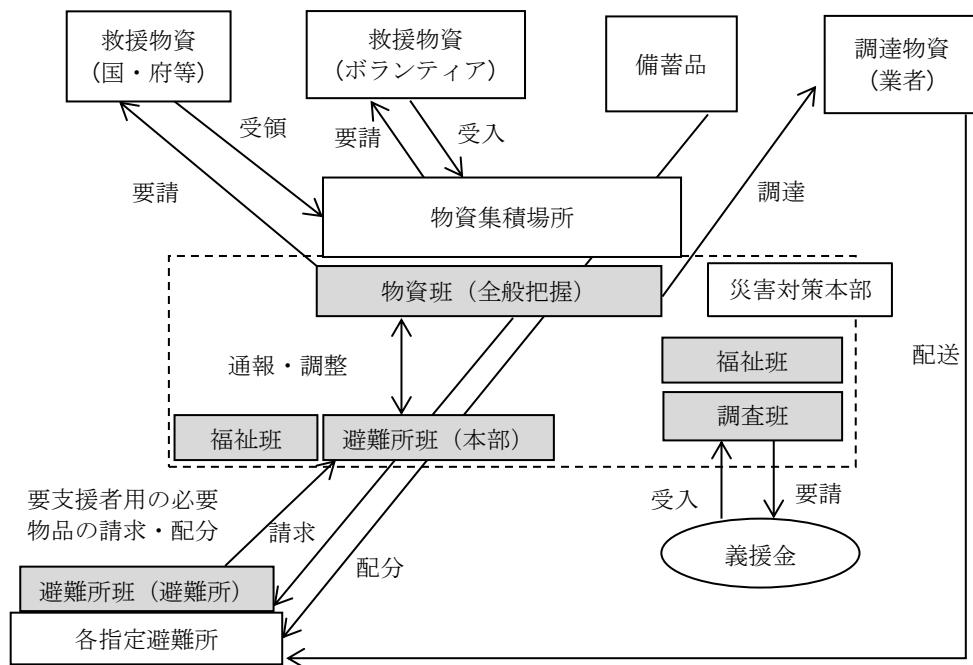
他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合、本部事務局班は、大阪府に報告する。

②生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって指定避難所等への直接搬送を行う。

4 生活必需品等救援物資の流れ

災害時の救援物資の調達・配分については、以下の経路に基づく。



5 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、大阪府及び市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- (1) 農林水産省
応急用食料品の供給に係る要請及び調整並びに米穀の供給
- (2) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- (4) 経済産業省
被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整
- (5) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (6) 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

第3章 応急対策活動

第1節 災害救助法の適用

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

上記を踏まえ、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

《実施担当》
本部事務局班

1 災害救助法の適用基準

人口が50,000人を超える本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- ・住家の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という）の数が、100世帯以上に達した場合
- ・大阪府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合
- ・大阪府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯が多数である場合
- ・災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市の滅失世帯が多数である場合
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときに適用される

2 災害救助法の適用手続き

(1) 適用手続き

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

(2) 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は、災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

(3) 救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲は、資料編のとおりである。

3 救助の種類

(1) 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。
(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- ①収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ②炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④医療及び助産
- ⑤災害にかかった人の救出
- ⑥災害にかかった住宅の応急処置
- ⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧学用品の給与
- ⑨埋火葬

⑩死体の搜索及び処置

⑪災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第2節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、大阪府と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

《実施担当》
市民生活部環境衛生班、健康福祉部医療活動支援班

市民生活部環境衛生班は、防疫及び保健衛生に万全を期すとともに、健康福祉部医療活動支援班と緊密な連絡体制のもとに防疫及び保健衛生活動を実施する。また、市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、大阪府に協力を要請する。

（1）消毒措置の実施（感染症法第27条）

大阪府の指導、指示により、住家、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

（2）ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

大阪府の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

（3）防疫調査・健康診断

大阪府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市は、大阪府四條畷保健所、一般社団法人大東・四條畷医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

大阪府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。

(4) 避難所等の防疫指導

大阪府防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

(5) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

大阪府の指示により、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて大阪府と緊密な連絡のうえ、大阪府四條畷保健所及び一般社団法人大東・四條畷医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

(6) 衛生教育及び広報活動

大阪府の指導、指示により、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。

(7) 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(8) その他

「感染症法」により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

(9) 報告

大阪府四條畷保健所を経由して大阪府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

(10) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、本部事務局班及び大阪府四條畷保健所を経て大阪府に提出する。

類型	感染症名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

2 食品衛生管理

大阪府四條畷保健所の活動に協力し、衛生管理の徹底を推進する。

《実施担当》

健康福祉部医療活動支援班

大阪府と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する食中毒が発生した場合は、大阪府が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3 被災者の健康維持活動

大阪府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

《実施担当》

健康福祉部医療活動支援班、健康福祉部福祉班

(1) 健康相談等

大阪府四條畷保健所と連携して被災者の健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

①巡回健康相談

健康福祉部医療活動支援班は、被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

②巡回栄養相談

健康福祉部医療活動支援班は、被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

③要援護高齢者、障がい者等への指導

健康福祉部福祉班は、経過観察中の要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等

健康福祉部医療活動支援班は、災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、

生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3節 福祉活動

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班、教育部教育班、市民生活部避難所班、教育部避難所班

1 避難行動要支援者の被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班は、国及び大阪府が示す指針等に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿に基づき、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。なお、この場合は、同意を得ていない避難行動要支援者の名簿情報についても、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するとともに、避難支援等関係者の安全に十分配慮して行う。

また、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

教育部教育班、子ども未来部福祉班は、保護者を失う等の要保護園児・児童生徒の早期発見、保護に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

2 被災した避難行動要支援者への支援活動

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、避難行動要支援

者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

教育部教育班は、被災した園児・児童・生徒やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

（2）要配慮者の生活必需品、食料等の提供

健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班は、避難所班と協力するとともに、産業・物資班と情報共有を図りながら、要配慮者の態様別人数を把握し、それに必要な生活必需品、食料等について、その調達の手配を行う。

（3）福祉避難所等への誘導

健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班は、被災により、居宅、避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人の意志を尊重したうえで福祉避難所へ誘導する。福祉避難所の倒壊等により誘導が困難な場合、大阪府との協議により、民間の社会福祉施設の利用も含め迅速かつ適切に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

（4）情報提供

健康福祉部福祉班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第4節 建築物・住家応急対策

被災者の住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障がい者を優先する。

《実施担当》

都市整備部都市対策班、都市整備部水防班、総務部総務班、財務部調査班

1 住家等被災判定の実施

住家等の被害状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 判定会議

① 役割

判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

② 構成員

構成員は財務部調査班のうち指名された者とする。

(2) 現地調査の実施

① 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

② 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

(3) 調査方法

第一次調査の段階から、予め市民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を実施し、可能な限り立ち入り調査を実施する等、判定に正確を期する。

第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立ち入り調査を実施する。

(4) 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりである。

被害項目	被害認定統一基準
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の

	<p>補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p> <p>(令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)</p>
半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</p> <p>(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)</p>
一部損壊（準半壊）	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p> <p>(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)</p>

注1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

注2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

注3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家的一部分として固定された設備を含む。

2 住家障害物の除去

(1) 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者

(2) 除去作業

協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

協定業者等の資機材及び要員が調達・あっせんできない場合は、大阪府へ要請する。

3 被災住家の応急修理

大阪府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住家が半壊、半焼し、当面の日常生活が営めない者の住家の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理ができない者

(2) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、日常生活に欠くことのできない部分を請負により現物給付をもって実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

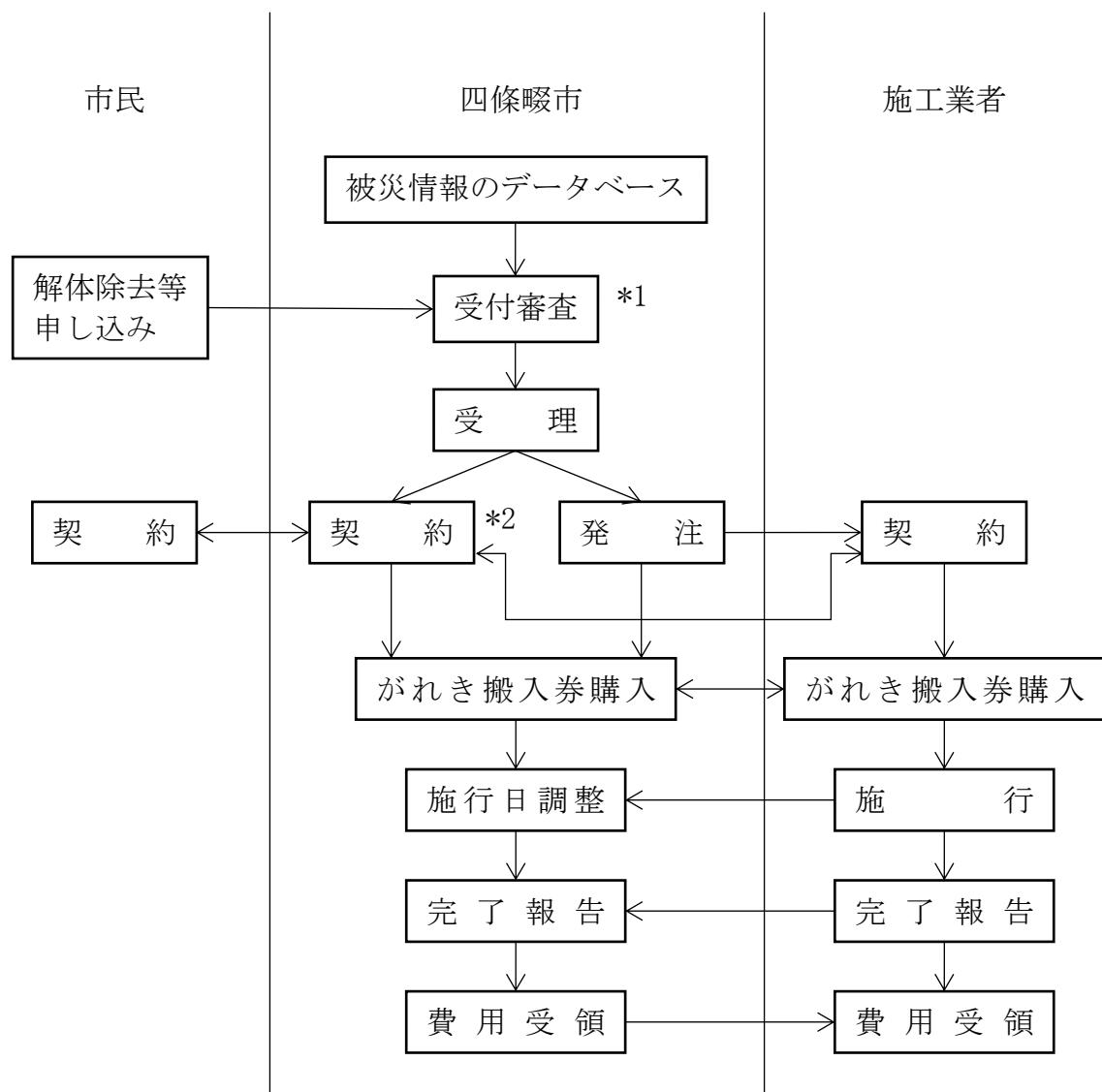
(4) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

4 被災住家の解体

市は被災者の経済的負担の軽減を図るため、大阪府を通じて国に対する特別の措置を要請する。特別措置法に基づき解体・除去等を公費で実施する場合、次のように実施する。

また、解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。



*1 受付審査は、被災判定の結果に基づく。

*2 契約・発注は、市からの直接発注による場合と三者契約による場合がある。

5 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された場合、住家が全壊、又は全焼し、住家を確保することができない者に対し、大阪府から委任された場合は、建設型応急住宅を建設し、供与する。

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

(1) 実施責任

知事は、災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与を実施する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

(2) 入居対象者

住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができない者

(3) 建設型応急住宅建設用地

建設型応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- ・都市公園
- ・当面利用目的が決まっていない公共用地
- ・民間の遊休地

(4) 供与期間

災害救助法適用による建設型応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(5) 建設型応急仮設住宅の管理

市は、大阪府から要請があった場合、建設型応急仮設住宅の管理を実施する。

(6) その他

市は、大阪府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

6 公営住宅等の一時使用

公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

7 市が管理する施設の応急対策

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡協力のもと、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

被害の防止措置を重点的に講じる。防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

8 住宅に関する相談窓口の設置等

市は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第5節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《実施担当》
教育部教育班、子ども未来部福祉班

1 校園の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、簡易トイレ等を設置する。

被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。

上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

- ・隣接校等との協議、調整し教室を確保する
- ・学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する

2 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、大阪府教育庁若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議
- イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 応急教育の実施

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・児童・生徒及びその家族のり災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア 臨時休校

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

認定こども園の1号認定（幼稚園部分）は上記（1）、（2）に準じるものとする。

（3）応急教育実施の場所

市は、学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

（4）転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

（5）教育実施者の確保

教職員の被災等によって通常の授業が実施できない場合については、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

- ①各学校で、教職員の出勤状況に応じて一時的な教職員組織を編成する。
- ②認定こども園については、臨時講師を任用する。
- ③小中学校については、教育委員会と学校長と調整を図り、応急教育実施のための必要な措置を講じる。また、市では十分対応できない場合については、大阪府教育庁と連絡、調整し、指導助言を受ける。

3 学校給食の措置

学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。なお、次の場合には、学校給食は一時中止する。

- ・給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- ・感染症の発生が予想される場合
- ・給食物資が入手困難な場合
- ・その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事

業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

5 就学援助等

(1) 就学援助等に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助する。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 園児・児童・生徒の健康管理

校長と連携して、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、大阪府四條畷保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

6 保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮するものとする。

7 文化財対策

文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。地震発生後直ちに市内の文化財の被害について調査する。

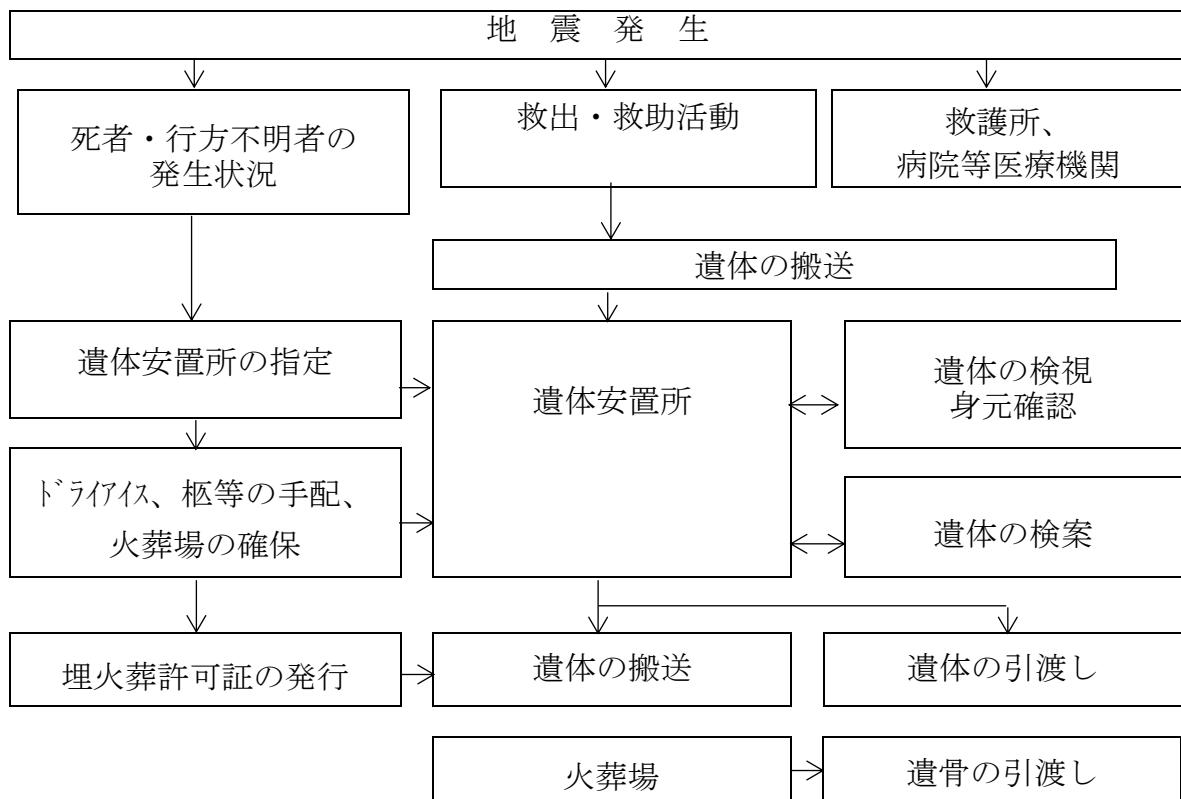
被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

文化財の被害状況調査の結果については、大阪府教育庁に報告する。

第6節 遺体の収容・対策及び埋火葬

関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、以下の流れに従つて、必要な措置を講じる。

《実施担当》
市民生活部環境衛生班、関係機関



1 遺体の収容

(1) 遺体を発見した場合の措置

遺体を発見した場合、発見者は速やかに四條畷警察署に連絡する。四條畷警察署は、遺体検視（見分）その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市民生活部環境衛生班）に引き渡す。

(2) 遺体の収容

①遺体安置所

遺体の安置所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

②収容

警察官の検視（見分）及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送する。

2 遺体対策

遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

(1) 遺体対策方法

①遺体対策範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

②資機材等や車両の調達

ア 遺体対策に係るドライアイス、柩等の資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、葬儀業者等に協力を要請する。

③遺体の身元確認

- ア 遺体の身元を確認し、遺体対策票及び遺留品処理票を作成したうえで納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- イ 身元が判明しない遺体については、四條畷警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

④遺体の引取り

- ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体対策の期間

遺体対策の期間は、原則として災害発生から10日間とする。災害発生から10日間で対策が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

(3) 遺体対策のための書類

遺体対策あたっては次の書類を整理する。

- ・遺体対策台帳
- ・遺体対策支出関係書類

3 遺体の火葬

遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬を行う。

(1) 遺体の火葬方法

対象者は、災害の際に死亡した者とする。遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては靈柩車以外の車両を使用できることとし、総務部総務班が緊急通行車両を確保する。

身元が判明しない遺体は、本部長（市長）の判断で火葬許可証の交付を受け火葬を行い、火葬後の遺骨は市民生活部環境衛生班が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。骨つば等の支給など必要な措置を講じる。

(2) 火葬の期間

遺体の火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。災害発生から10日間で火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

(3) 火葬に関する書類

火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- ・火葬台帳
- ・火葬支出関係書類

4 応援要請

市は、自ら遺体の対策、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。また、大阪府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第7節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれき等の災害時の廃棄物処理については、適正かつ円滑・迅速な処理ができるように、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺市町村との連携・協力等のあり方等について、災害廃棄物処理計画にて具体的に示す。

特に災害廃棄物等については、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

1 し尿処理

《実施担当》
市民生活部環境衛生班

（1）初期対応

簡易トイレの必要数を把握し、速やかに簡易トイレを設置する。上水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び簡易トイレの必要数を把握する。

し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。被災者の生活に支障が生じることのないよう、要配慮者に配慮しつつ、速やかに簡易トイレを設置する。

（2）簡易トイレの設置

①簡易トイレ設置の基準

簡易トイレを次の基準をめやすとして設置する。

- ・ 簡易トイレ設置箇所数：5箇所／1,000世帯
- ・ 簡易トイレ設置台数：1台／50人

②簡易トイレの調達

簡易トイレの必要数を確保するため、関係業者等から調達するとともに、本部事務局班を通じ大阪府に協力を要請する。また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設
- エ 清掃用のバケツ・ロープ等

③簡易トイレの設置

- ア 簡易トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力送配電株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

④設置期間

上・下水道施設の機能が復旧するまでの間

(3) 簡易トイレの管理

- 関係業者等と協力し、簡易トイレの管理を行う。し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、汲み取り消毒を行う。
- 設置場所の管理者及び自主防災組織等の市民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 処理

処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確立する。

(5) 応援要請

し尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ大阪府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

2 ごみ処理

《実施担当》
市民生活部環境衛生班

(1) 初期対応

ごみ処理に必要となる情報を把握する。避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量、ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみ処理対策

災害に伴い発生したごみを、早期に収集・処分するよう努める。

①一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、速やかに収集・運搬し、処理する。

②塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、積替所及び分別所を経て埋め立て若しくは焼却する。

(3) ごみ収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

ごみの分別は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを基本とする。

(4) 処理

処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、総務部総務班と調整のうえ、公有地等を臨時集積地として利用するとともに、他の市町村に対し、ごみ処理についての協力を要請する。

消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地における衛生状態を保つ。

(5) 応援要請

ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ本部事務局班を通じて大阪府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

3 がれき処理

《実施担当》
市民生活部環境衛生班

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関はがれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

がれきの発生量を把握して、がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 住宅関連のがれき処理

住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに処理する。

(3) 公共施設上のがれき処理

①主要道路上のがれき処理

道路管理者及び市民生活部環境衛生班は、災害時における道路の巡回を行い、道路に障害を及ぼしているがれきを除去・処理する。

②河川関係のがれき処理

河川管理者及び市民生活部環境衛生班は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡回を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去・処理する。

③鉄軌道上のがれきの処理

鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

(4) がれき処理上の留意事項

がれきの除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

がれきの適正な分別・処理を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

(5) 除去したがれきの処理

多量のがれきが発生した場合は、関係各部と調整のうえ、公共地等を臨時集

積地として選定する。

倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ごみについては、専門業者によって処理する。

可燃物で再使用不能のものは、四條畷市交野市清掃施設組合において焼却する。

臨時集積地に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

がれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じ大阪府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

4 死亡獣畜及び放浪動物対策

《実施担当》
市民生活部環境衛生班

(1) 初期対応

死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。

(2) 死亡獣畜の処理

①処理責任者

災害発生によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。

②処理方法

死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、速やかに収集する。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。

(3) 放浪動物の対策

災害発生後、被災によって飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護・受入れ等の対策については、大阪府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

- ・放浪動物の保護・受入れ
- ・避難所で飼育されている動物に対するえさの配布
- ・負傷している動物の受入れ・治療
- ・飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- ・その他動物に関する相談の受付

5 環境保全対策

《実施担当》
市民生活部環境衛生班

(1) 初期対応

被災によって有害物質が漏えいした場合、又は大きな環境汚染のおそれがある主要工場に対し、災害発生後できる限り速やかに連絡し、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査について、そのつど国・大阪府・関係機関等と協議して決める。

(3) 建築物被災又は解体に伴う対策

①有害物質等の漏洩防止対策

建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

②粉塵飛散防止対策

都市整備部都市対策班と協議し、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

③アスベスト飛散防止対策

解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

- ・事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する
- ・事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う
- ・全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う

吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

④がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務

づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第8節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1 ボランティアの受入れ

大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、四條畷市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」「大阪災害支援活動連携会議」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

《実施担当》
健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班

(1) ボランティアの受入れ

①活動内容

ボランティアは、主に次のような活動を行う。

- ・被災者に対する炊き出し
- ・救助物資の仕分け・配布
- ・要介護者などのニーズ把握、安否確認、介助
- ・避難所内における給食・清掃などの運営補助
- ・その他被災者に対する支援活動

②人材の確保

ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、四條畷市社会福祉協議会との連携によって人材の確保に努める。

③受入れ窓口の開設

四條畷市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動支援体制

①必要資機材、活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

②災害情報の提供

ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ配分を、以下の流れに従って行う。

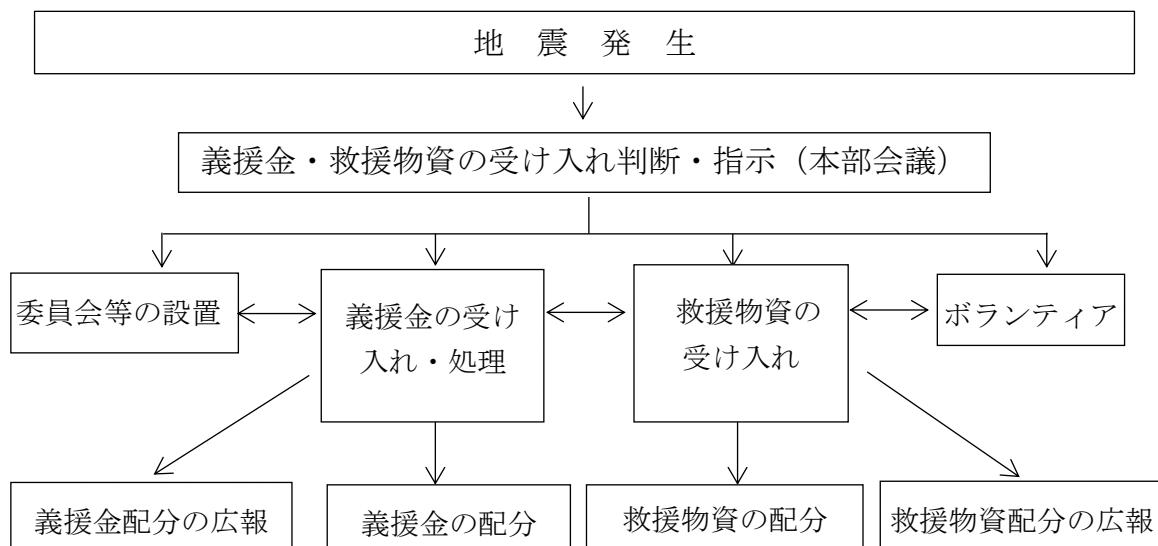
また、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

《実施担当》

財務部調査班、健康福祉部福祉班、子ども未来部福祉班

《対策の体系》

- 1 義援金の受入れ及び配分
- 2 救援物資の受入れ及び配分
- 3 郵便料金の免除等



(1) 義援金の受入れ及び配分

①受入れ

義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

②保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

③配分

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。委員会の構成は次のとおりである。

構成員
副市長、都市整備部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども未来部長、本部事務局長

義援金配分委員会は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

①受入れ

市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。救援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- ・救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示する
- ・複数の品目を梱包しない
- ・腐敗する食料は避ける

②保管

救援物資は、被災者に配分するまでの物資集積場等で保管する。

③救援物資の配分

救援物資の配分については高齢者、障がい者、乳幼児連れの親子等を優先する。

④救援物資の搬送

大阪府及び他の市町村等からの物資は、予め定めた一時集積所に受入れ、各避難所へ搬送する。

搬送は、市民生活部産業・物資班の管理のもと、ボランティアの協力を得て実施する。

3 海外からの支援の受入れ

市をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

《実施担当》
本部事務局班

(1) 大阪府との連絡調整

市は、海外からの支援が予想される場合、大阪府と連携して、予め国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ・支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- ・被災地のニーズと受入れ体制

市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ・案内者、通訳等の確保
- ・活動拠点、宿泊場所等の確保

第9節 農業関係応急対策

市、大阪府及び関係機関は、災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図るものとする。

《実施担当》
財務部調査班、市民生活部産業・物資班

1 農業施設応急対策

市及び大阪府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上に立って応急対策を実施する。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

市は、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や災害を最小限にとどめるための技術指導等を、大阪東部農業協同組合と大阪府中部農と緑の総合事務所の指導のもとに、農業団体等と協力して実施する。

(2) 水稲種子の確保、あっせん

大阪府は、必要に応じ、水稲種子のあっせんを大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

(3) 病害虫の防除

市及び大阪府は、被災した農作物の各種病害虫の防除については、大阪府病害虫防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

3 畜産応急対策

伝染病の発生等については、速やかに大阪府に連絡し、大阪府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。一般の疾病の対策については、獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。

飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、大阪府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売り渡しを行う。

4 林産物

市は、森林組合とともに大阪府が行う倒木に対する措置等の技術指導に協力する。

第10節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《実施担当》
財務部調査班、市民生活部産業・物資班

1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう四條畷警察署に要請する。

四條畷警察署は、被災地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

3 物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、大阪府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を促す。

(1) 物価の把握

①物価把握

物価の実態に関する情報収集に努める。

②大阪府の要請

大阪府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

(2) 消費者情報の提供

消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

(3) 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、大阪府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 災害緊急事態布告時の対応

国が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物質をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、大阪府民はこれに応ずるよう努める。